



## 南九州市障害者計画

### 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画



～みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまち～



平成30年3月  
鹿児島県 南九州市



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の法的位置づけ	3
3 障害者計画と障害福祉計画の関係	4
4 計画の期間	4
5 計画の対象	4
第2章 障害者を取り巻く現状	5
1 障害者の現状	5
2 アンケート調査から見た障害者の意識	8
第3章 計画の基本理念と基本目標、施策	20
1 基本的な方針	20
2 施策の体系	22
3 施策の展開	23
I 広報・啓発	24
II 生活支援	26
III 生活環境	28
IV 教育・療育	30
V 雇用・就業	32
VI 保健・医療	34
VII 情報・コミュニケーション	36
第4章 障害福祉計画及び障害児福祉計画	38
【障害福祉計画】	
1 計画策定の背景及び基本的考え方	38
2 平成32年度までの数値目標の設定	39
3 障害福祉サービス・地域生活支援事業	43

【障害児福祉計画】

- 1 計画策定の背景及び基本的考え方…………… 58
- 2 平成 32 年度までの数値目標の設定…………… 59

第 5 章 計画の推進…………… 65

- 1 推進体制の整備…………… 65
- 2 進行管理及び点検・評価…………… 65

【資料編】

- 南九州市障害者福祉計画等策定委員会 設置要綱…………… 67
- 南九州市障害者福祉計画等策定委員会 委員名簿…………… 69

# 【障害者計画】

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景・趣旨

#### (1) 計画策定の背景

国においては、昭和57年に障害者施策に関する初めての長期計画「障害者対策に関する長期計画」を策定し、平成5年に、その後継計画「障害者対策に関する新長期計画」を策定しました。その後、平成5年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障害者基本計画、そして、現在は障害者基本計画（第3次、平成25年からの5年計画）を策定し、障害者施策を推進しています。

法律面では、「障害者基本法」の基本的な理念にのっとり「障害者自立支援法」（平成18年施行）が施行されましたが、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成25年4月施行。以下「障害者総合支援法」という）に代わり、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の拡大等、障害者施策の充実を図るための取組みが進められてきています。

「障害者総合支援法」では、法の目的を「自立」の代わりに、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記したほか、「障害福祉サービスに係る給付に加え、地域支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする」に変わりました。また、基本理念を創設し、①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念、②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現、③可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられること、④社会参加の機会の確保、⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない事、⑥社会的障壁の除去、といった重要な考え方を新法の理念として規定しています。

さらに、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者に介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備が行われます（平成30年4月施行）。

このように「障害者総合支援法」、「児童福祉法」等の改正まで近年、障害者を取り巻く環境が大きく変化を伴いながら取組みが進められてきています。

本市では、平成22年3月に「南九州市障害者計画」を策定し、以降、直近では平成27年3月に「南九州市障害者計画及び第4期障害福祉計画」（平成27年度～平成29年度）を一体的に策定し、「全ての住民が地域において、生き生きと自立した生活を送るために」という基本理念のもと、障害者施策の計画的な推進を図ってきたところです。本計画では、国の動向や近年における障害者福祉を取り巻く変革を踏まえながら、また、平成28年6月の児童福祉法の改正により、新たに規定された「第1期障害児福祉計画」も合わせて一体的に策定することとします。

## ■ 近年の動き

図表 1-1 近年の障害者関連法等の動向

関連法の動向
<p>○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(H30.4.1 施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立生活援助の創設</li> <li>・ 就労定着支援の創設</li> <li>・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用</li> <li>・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）</li> <li>・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3 施行）</li> </ul> <p>○発達障害者支援法の一部を改正する法律(H28.8.1 施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害者支援地域協議会の設置</li> <li>・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮</li> </ul> <p>○障害者差別解消法の施行(H28.4.1 施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止，合理的配慮の提供</li> </ul> <p>○成年後見制度利用促進法(H28.5.13 施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的にかつ計画的に推進することを目的とする</li> </ul> <p>○ニッポン一億総活躍プラン(H28.6.2 閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者，難病患者，がん患者等の活躍支援</li> <li>・ 地域共生社会の実現</li> </ul>

図表 1-2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の基本理念及び基本指針見直しのポイント

基本理念
<p>法に基づく日常生活・社会生活の支援が，共生社会を実現するため，社会参加の機会の確保及び地域社会における共生，社会的障壁の除去に資するよう，総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる</p>
法改正及び基本指針見直しのポイント
<p>障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう，「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに，障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか，サービスの質の確保・向上を図るための環境整備が行われます（同改正法は，平成 28 年 5 月 25 日に可決）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域における生活の維持及び継続の推進</li> <li>② 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>③ 就労定着に向けた支援</li> <li>④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築</li> <li>⑤ 「地域共生社会」の実現に向けた取組</li> <li>⑥ 発達障害者支援の一層の充実</li> </ol>

## 2 計画の法的位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に定める「障害者計画」及び平成 24 年に成立した「障害者総合支援法」第 87 条第 1 項の国の基本指針に即し、第 88 条に基づく「障害福祉計画」です。

さらに、児童福祉法 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の策定が新たに求められています。

図表 1-4 法的位置づけ等

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法第 11 条	障害者総合支援法第 88 条	児童福祉法 33 条の 20
市町村の策定義務	義務	義務	義務
計画の性格	障害者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障害者の暮らしを支えるための計画	障害福祉サービスに関する 3 年間の数値目標やサービスの提供体制確保のための計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や円滑な実施に関する計画
国・県の計画との関係	障害者計画は、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定	国の基本指針に則して作成し、市町村障害福祉計画を積み上げていく形で都道府県障害福祉計画を策定	国の基本指針に則して作成し、市町村障害児福祉計画を積み上げていく形で都道府県障害児福祉計画を策定
計画期間	上位計画である地域福祉計画と合わせ平成 30 年度からの 5 年計画とする	第 1 期平成 18～20 年度以降 3 年を 1 期とする 第 5 期平成 30～32 年度	第 1 期平成 30～32 年度
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともに、その趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出

＝根拠法令（抜粋）＝

### 障害者基本法

第 11 条第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

### 障害者総合支援法

第 88 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

### 児童福祉法

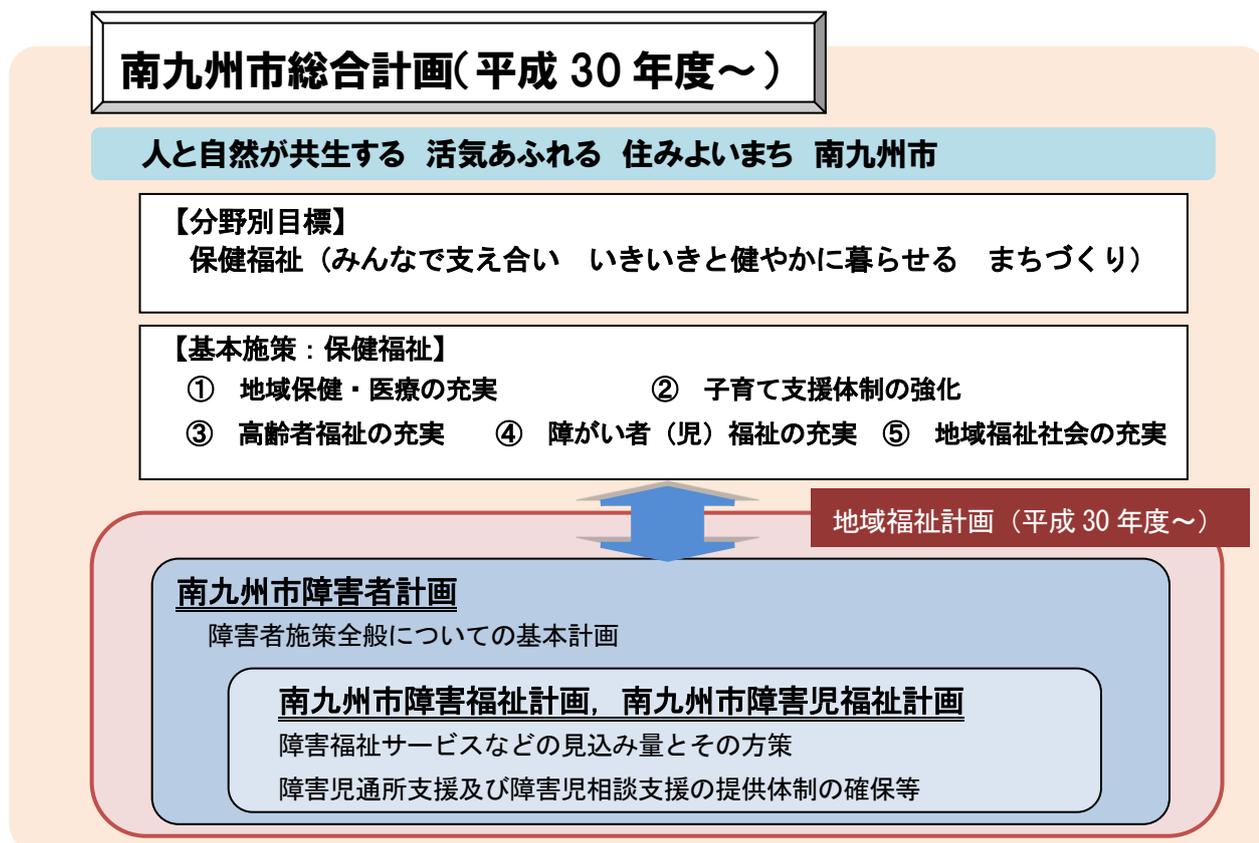
第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

### 3 障害者計画と障害(児)福祉計画の関係

障害者計画は、障害者基本法の基本理念にのっとり、障害者に関する基本的な計画として策定するものです。障害福祉計画及び障害児福祉計画はこの障害者計画の実施計画として位置づけされます。

また、本市で策定する地域福祉計画、総合計画が上位計画となります。なお、障害者計画は障害福祉計画及び障害児福祉計画を内包した計画となります。

図表 1-5 上位計画内容



### 4 計画の期間

障害福祉(児)計画は3年を1期とした計画であることから、平成30年度から平成32年度までの3年間と定めます。また、障害者計画は地域福祉計画の計画期間に合わせ5年間とします。

図表 1-6 計画の期間

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
障害者計画	障害者計画期間				
障害福祉計画 障害児福祉計画	第5期障害福祉計画, 第1期障害児福祉計画			次期計画	

### 5 計画の対象

本計画は、身体障害者、知的障害者、精神障害者のみならず、難病を患っている方も対象としています。

## 第2章 障害者を取り巻く現状

### 1 障害者の現状

#### (1) 人口構成の推移

本市の人口は、年々減少傾向にあり、平成27年（国勢調査）では36,352人で、平成22年と比較すると2,713人(6.9%減)減少しています。年齢3区分の推移をみると65歳以上の老年人口は13,000人台を維持していますが、年少人口、生産年齢人口はともに大きく減少しています。ちなみに、平成12年と平成27年の構成比を比較すると、年少人口は3.1ポイント、生産年齢人口は2.2ポイントの下落、逆に老年人口は36.2%へ5.3ポイント上昇しています。

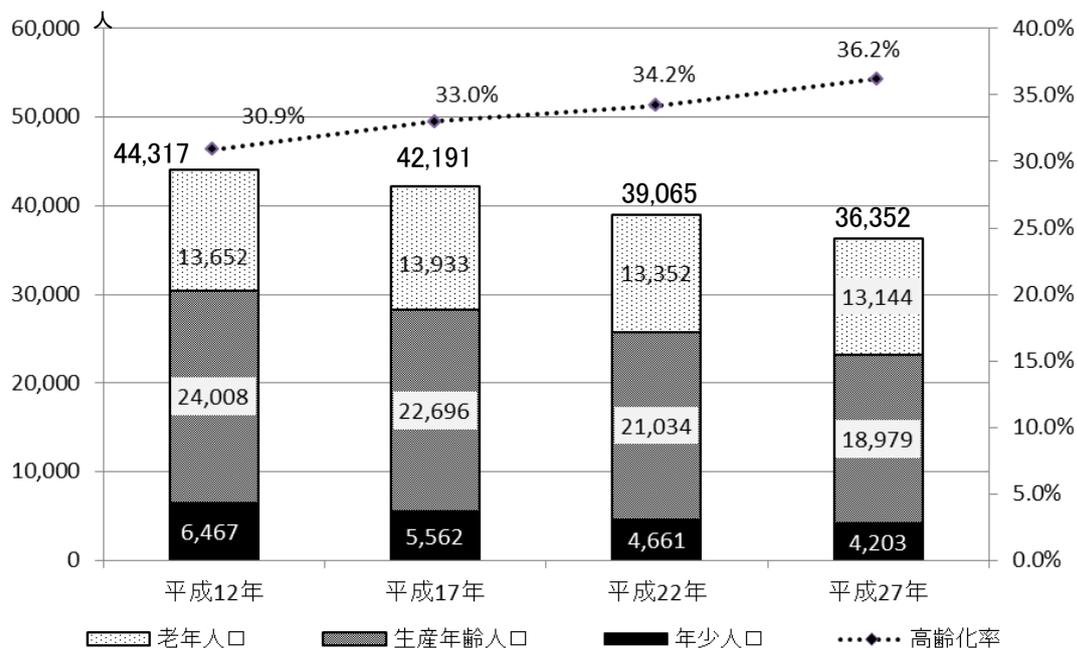
図表 2-1 年齢3区分別の人口推移

(単位:人, %)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 (0～14歳)	6,467(14.7)	5,562(13.2)	4,661(11.9)	4,203(11.6)
生産年齢人口 (15～64歳)	24,008(54.4)	22,696(53.8)	21,034(53.8)	18,979(52.2)
老年人口 (65歳以上)	13,652(30.9)	13,933(33.0)	13,352(34.2)	13,144(36.2)
総人口	44,137(100.0)	42,191(100.0)	39,065(100.0)	36,352(100.0)

資料：総務省「国勢調査」, 総人口には年齢不詳分を含む

図表 2-2 年齢3区分の人口推移



## (2) 各障害者の状況

### ① 身体障害者手帳所持者

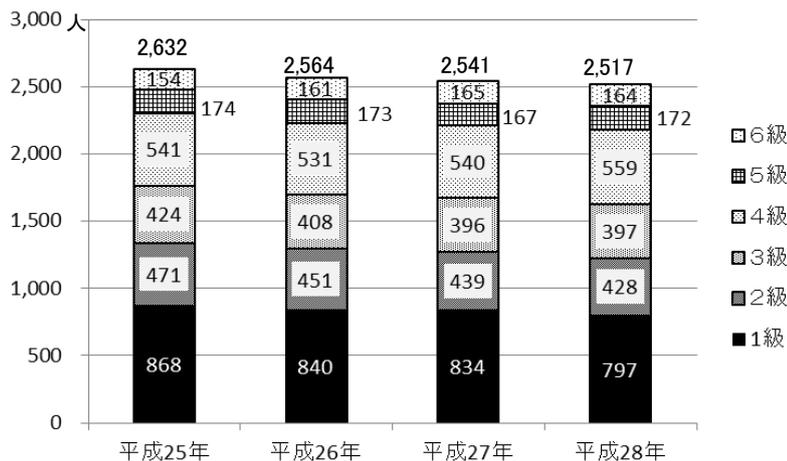
本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、平成28年には2,517人となっています。等級別身体障害者手帳所持者の内訳では、「1級」が最も多く、全体の31.7%を占めています。

図表 2-3 身体障害者手帳所持者数の推移

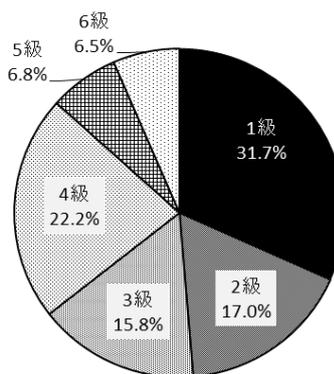
(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1級	868	840	834	797
2級	471	451	439	428
3級	424	408	396	397
4級	541	531	540	559
5級	174	173	167	172
6級	154	161	165	164
計	2,632	2,564	2,541	2,517

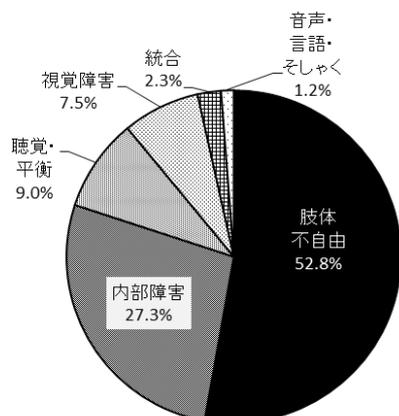
図表 2-4 身体障害者手帳所持者の内訳



図表 2-5 障害等級の構成比(平成28年)



図表 2-6 身体障害の構成比(平成28年)



## ② 療育手帳所持者

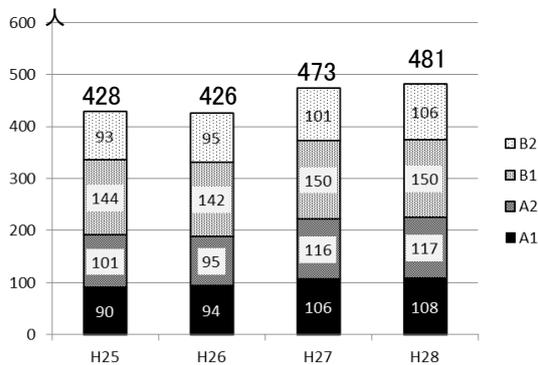
本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成28年には481人となっています。

図表 2-7 療育手帳所持者数の推移

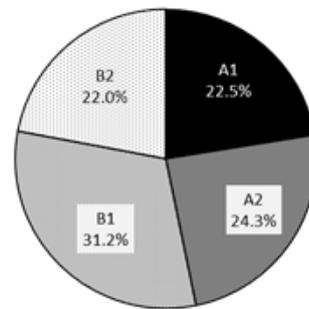
(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
A1	90	94	106	108
A2	101	95	116	117
B1	144	142	150	150
B2	93	95	101	106
計	428	426	473	481

図表 2-8 療育手帳所持者数の推移



図表 2-9 構成比(平成28年)



## ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

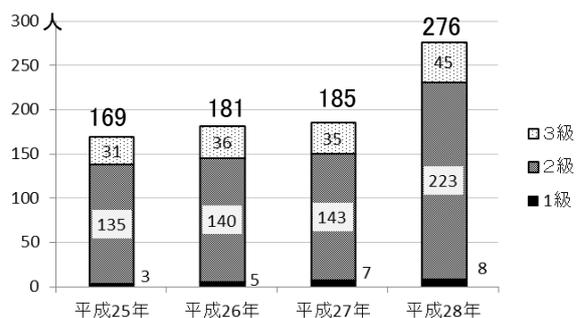
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年には276人となっています。「2級」が80.8%と、大半を占めています。

図表 2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

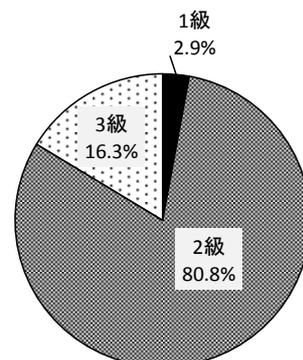
(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1級	3	5	7	8
2級	135	140	143	223
3級	31	36	35	45
計	169	181	185	276

図表 2-11 精神障害保健手帳所持者数の推移



図表 2-12 構成比(平成28年)



## 2 アンケート調査から見た障害者の意識

### (1) 調査の概要

本市では、障害者などが地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的に2種類のアンケート調査を実施しました。

#### ①実施時期

平成29年8月

#### ②調査対象者（合計1,000名、市内に在住の方）

ア 市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方900人を抽出調査。

イ 18歳未満の放課後等デイサービス等のサービス利用者100人を抽出調査。

#### ③調査の方法

郵送による配布，回収

#### ④回収結果

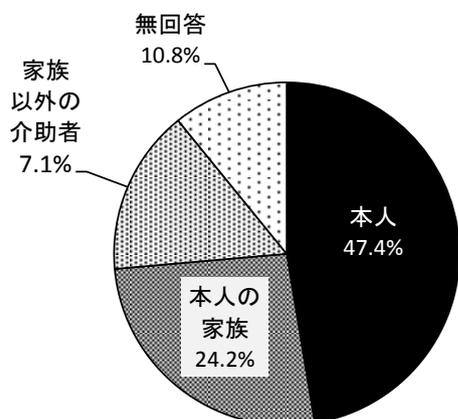
図表 2-13 調査対象者数及び有効回答数

対象者	対象者数	回収状況
身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方	900人	462票 (51.3%)
18歳未満の放課後等デイサービス等のサービス利用者	100人	47票 (47.0%)

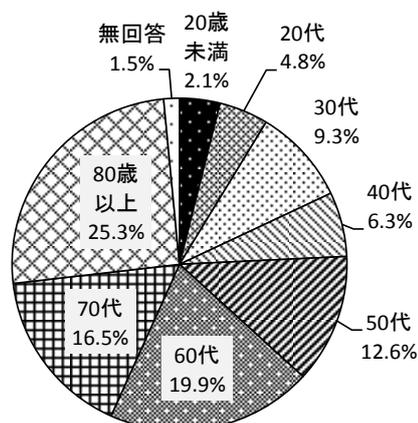
### (2) 調査結果の概要（手帳所持者）

#### ① 回答者の属性

図表 2-14 回答者



図表 2-15 年代

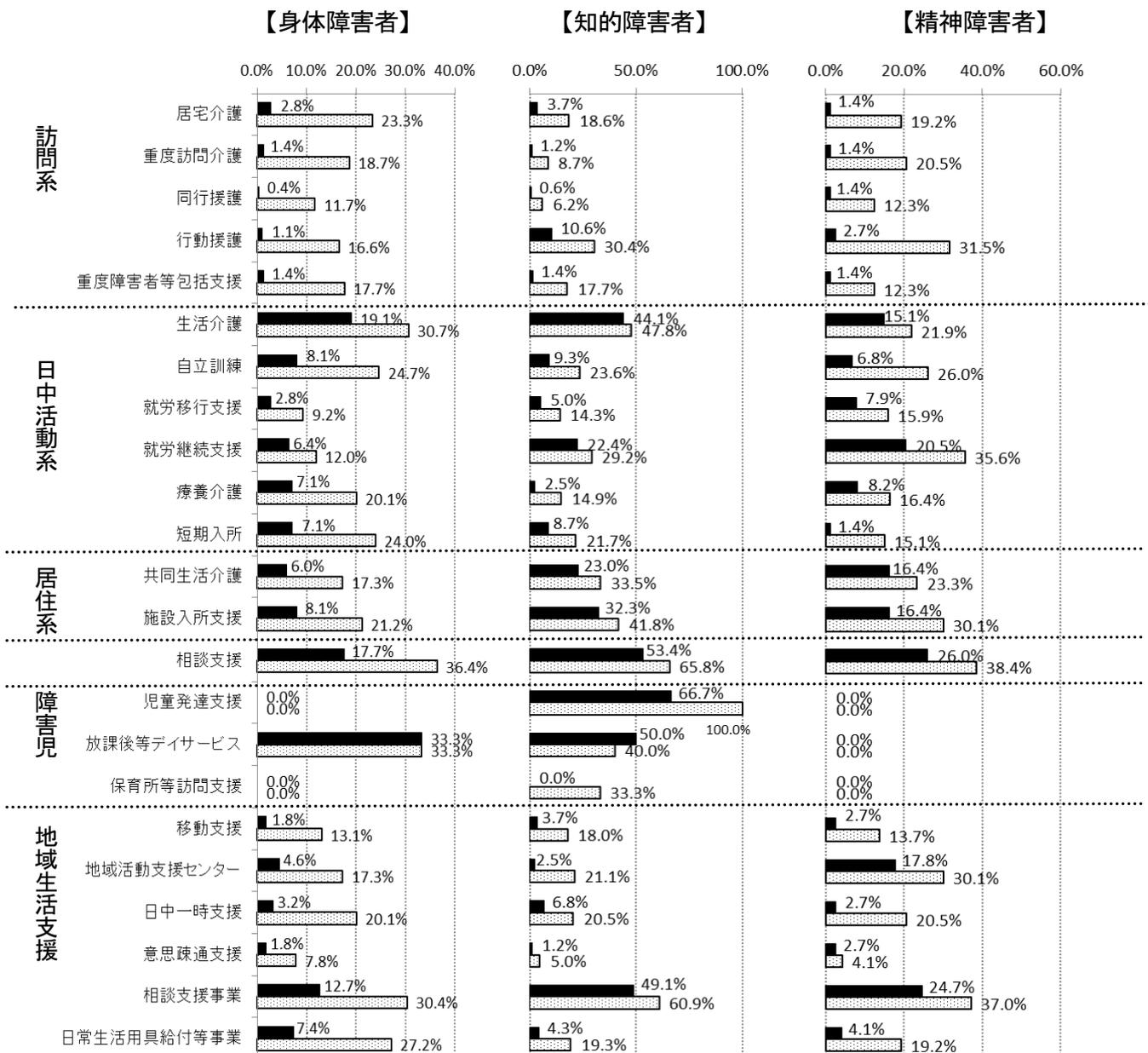


## ② 障害福祉サービスについて

障害福祉サービスの利用度・利用意向は、図表のとおりで、現状では、利用している障害福祉サービスの割合が概ね低いですが、今後の利用意向では、現状よりは高くなるケースがほとんどとなっています。

障害児では、「放課後等デイサービス」、「児童発達支援」が利用され、今後の利用意向も高い水準となっています。

図表 2-16 障害福祉サービスの現状及び利用意向(障害種類別)



注: 各サービスの上段が現状, 下段が今後の利用意向

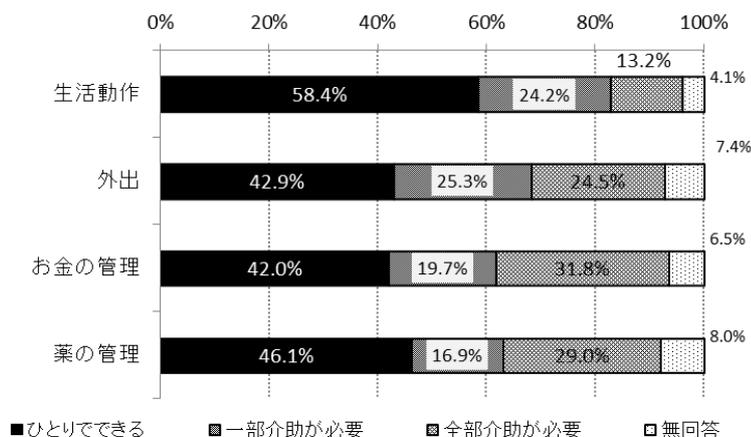
### ③ 日常生活について

#### 【日常生活】

「食事」「トイレ」等の生活動作については、「ひとりでできる」が58.4%と過半を占めています。「全部介助が必要」「一部介助が必要」では、「外出」(49.8%, 両項目の合計), 「お金の管理」(同51.5%), 「薬の管理」(同45.9%)となっています。日常生活を営むにあたって、「外出」の援助が必要な方が多くみられました。

障害の種類別で介助が必要なことは、身体障害者が「外出」(45.9%, 両項目の合計), 知的障害者、精神障害者が「お金の管理」で、それぞれ83.9%, 34.2%となっています。

図表 2-17 日常生活での対応状況



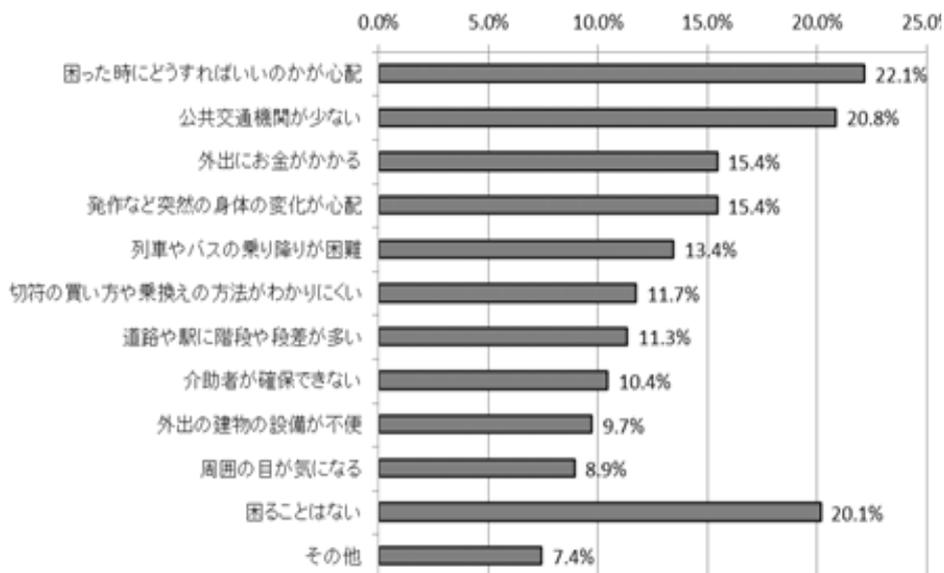
#### 【外出の際の困りごと】

図表 2-18 外出の際の困りごと

外出の際、「困った時にどうすればいいのかが心配」(22.1%)が最も高い割合となっています。

知的障害者では41.0%と半数に近い状況です。

ただ、精神障害者では、「外出にお金がかかる」(35.6%), 地域別に川辺町で「困ることはない」(25.9%)が最も高い割合となっています。



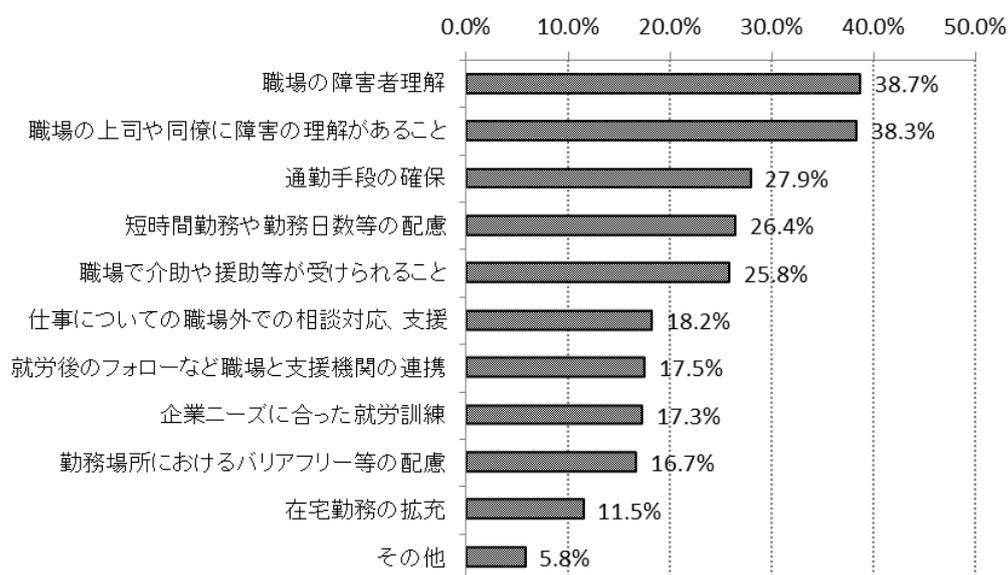
#### ④ 就労について

##### 【今後の就労意向】

仕事をしている方は、「自営業、農林水産業など」が31.3%で最多ですが、知的障害者、精神障害者で「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」がそれぞれ35.7%、41.7%で最多となっています。今後の就労の意向（18～64歳対象）では、「仕事をしたい」（18.9%）、「仕事はしたくない、できない」（38.3%）となりました。

障害者の就労支援で必要なことは、様々な回答に分散していますが、その中では、「職場の障害者理解」（38.7%）、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」（38.3%）が上位2つで、3番目に「通勤手段の確保」（27.9%）となっています。

図表 2-19 障害者の就労支援で必要なこと

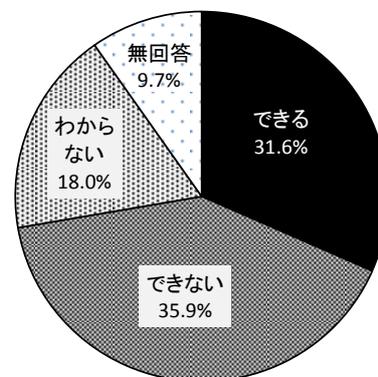


#### ⑤ 災害時の対応について

##### 【災害時の避難等について】

災害時の避難は、「できる」（31.6%）に対し、「できない」（35.9%）が多い。性別には、女性で「できない」が46.3%と高い割合を示しました。施設入所者も「できない」が69.2%と高い割合です。障害の種類では、身体障害者（40.6%）、知的障害者（52.2%）が「できない」と回答し、地域別には、穎娃町、知覧町で「できない」が最多の一方、川辺町の区分で「できる」が38.5%で最多となりました。

図表 2-20 災害時の避難等について

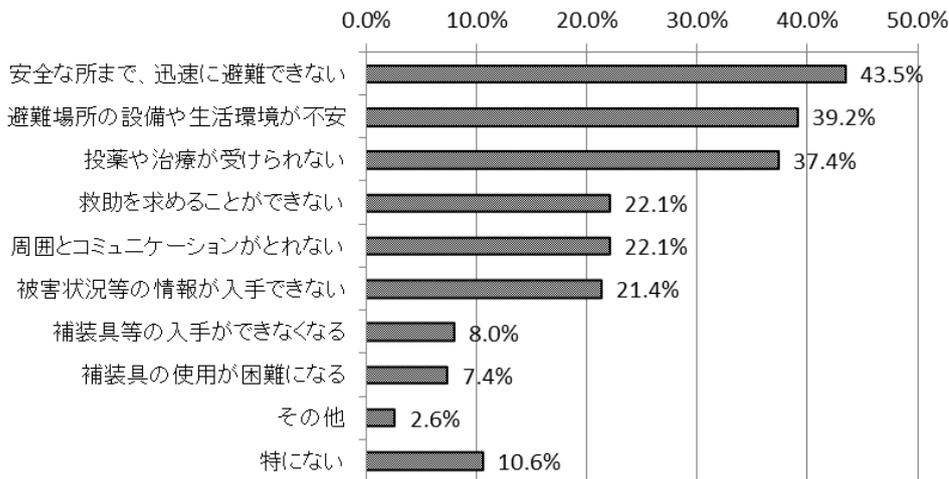


### 【災害時に困ること】

災害時に困ることは、回答が分散していますが、上位2つは、「安全な所まで、迅速に避難することができない」(43.5%)、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(39.2%)が占めています。

全体の傾向と違いがみられたのは、精神障害者及び地域別には川辺町で「投薬や治療を受けられない」、女性で「避難場所の設備や生活環境が不安」が最多となったことがあげられます。

図表 2-21 災害時に困ること



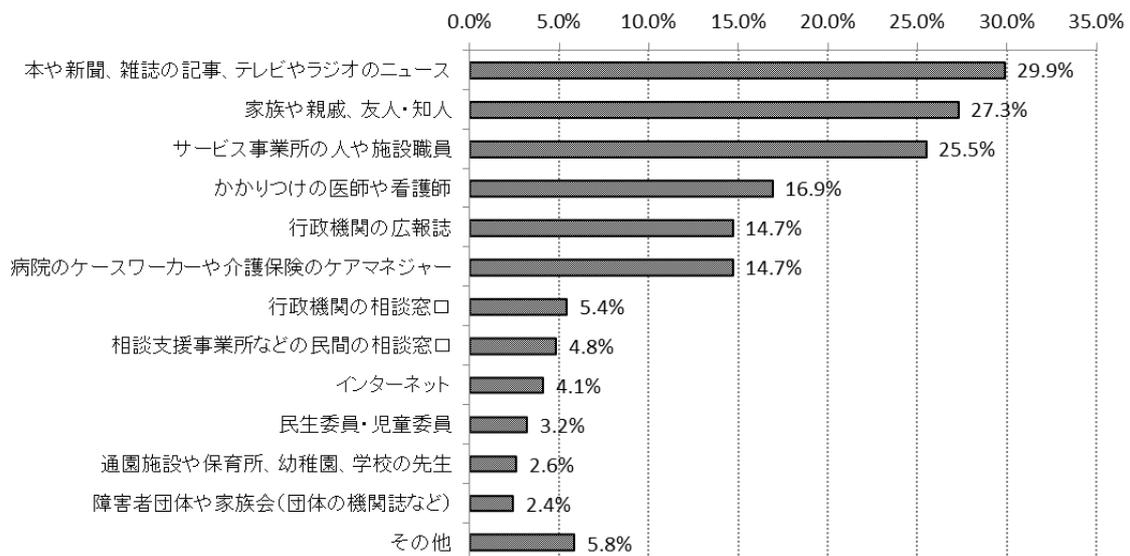
## ⑥ 情報入手について

### 【情報入手の手段】

情報入手の手段の回答は分散しました。最も多い回答は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」で、次いで「家族や親戚、友人・知人」「サービス事業所の人や施設職員」の順となっています。

知的障害者、穎娃町、施設入所者では「サービス事業所の人や施設職員」が最も高い割合です。

図表 2-22 情報入手の手段



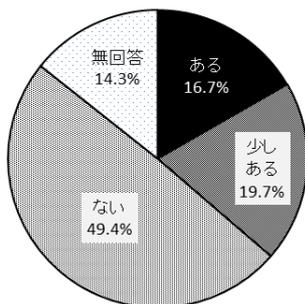
## ⑦ 権利擁護について

### 【権利の擁護】

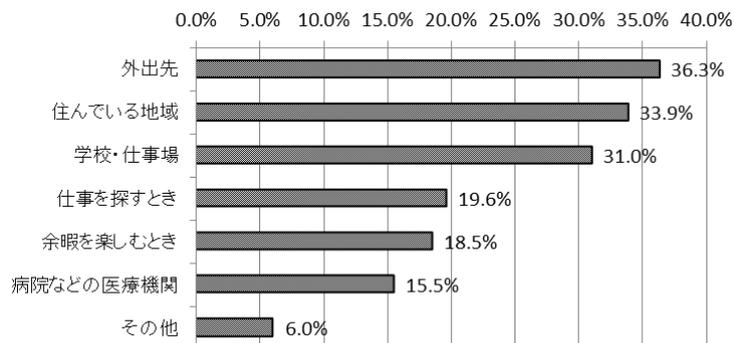
差別や嫌な思いをした場所は、「ない」が49.4%とほぼ半数を占めた反面、「ある」「少しある」も合わせて36.4%を占めています。性別にもほぼ同様の傾向です。障害の種類別には、身体障害者と知的障害者は、同様の傾向ですが、精神障害者で「住んでいる地域」が23.0%で最多となっています。

地域別には、知覧町で「住んでいる地域」(24.4%)が最多で、他2地域と傾向が異なっています。

図表 2-23 差別や嫌な思いの経験の有無



図表 2-24 嫌な思いをした場所



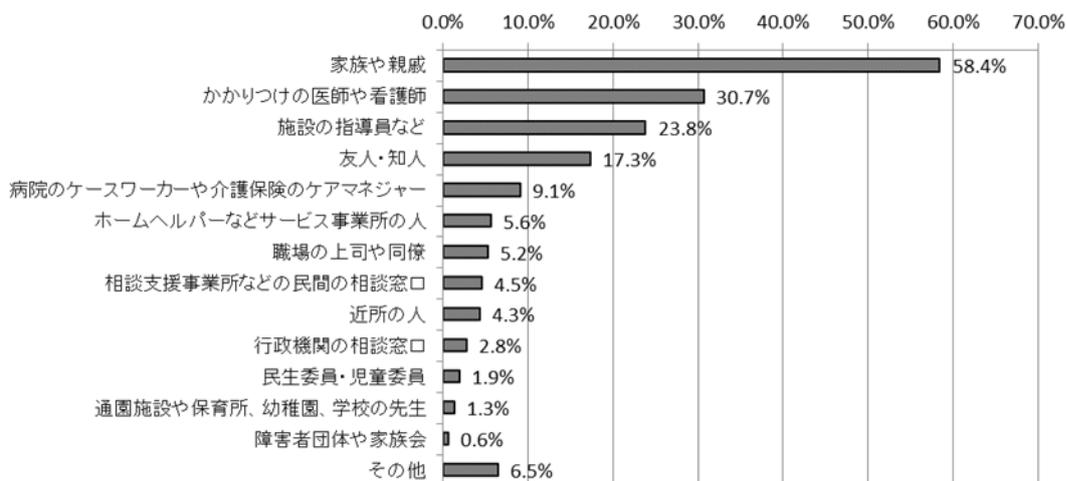
## ⑧ 相談相手について

### 【相談相手】

「家族や親戚」(58.4%)が最多で、「かかりつけの医師や看護師」(30.7%)が続いています。

性別、障害の種類、地域別にも同様の傾向ですが、施設入所者では「施設の指導員など」(38.5%)が最も高い割合となっています。

図表 2-25 相談相手



⑨ 本市の障害福祉施策について

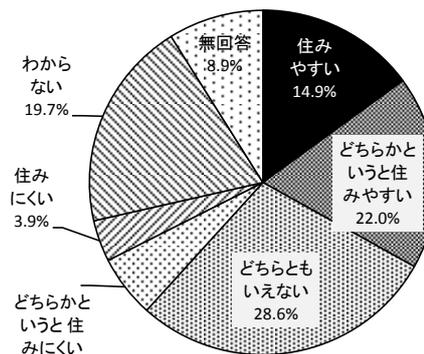
図表 2-26 南九州市は住みやすいまちか

【本市は住みやすいまちか】

「住みやすい」「どちらかという住みやすい」合わせて 33.1%に対し、「住みにくい」「どちらかという住みにくい」あわせて 9.7%となっています。

精神障害者で「住みやすい」「どちらかという住みやすい」合わせて 38.4%となり最も高い割合となっています。

一方、「住みにくい」「どちらかという住みにくい」で身体障害者（11.0%）、精神障害者（12.3%）の割合が高い。精神障害者では、「住みにくい」が 8.2%と高い傾向となっています。

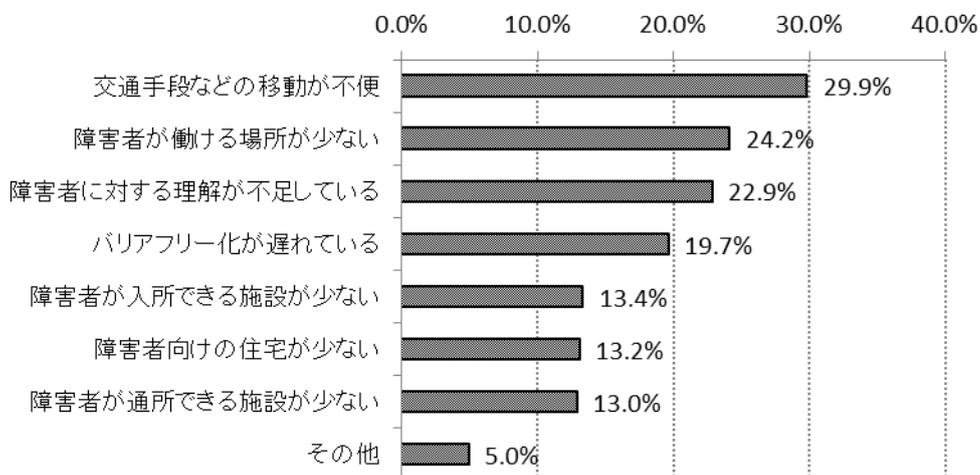


【住みにくいと思う点】

「交通手段などの移動が不便」（29.9%）が最多となり、次いで「障害者が働ける場所が少ない」（24.2%）、「障害者に対する理解が不足している」（22.9%）が続いています。

男性は「障害者が働ける場所が少ない」、知的障害者は「障害者に対する理解が不足している」が最も高い割合となっています。

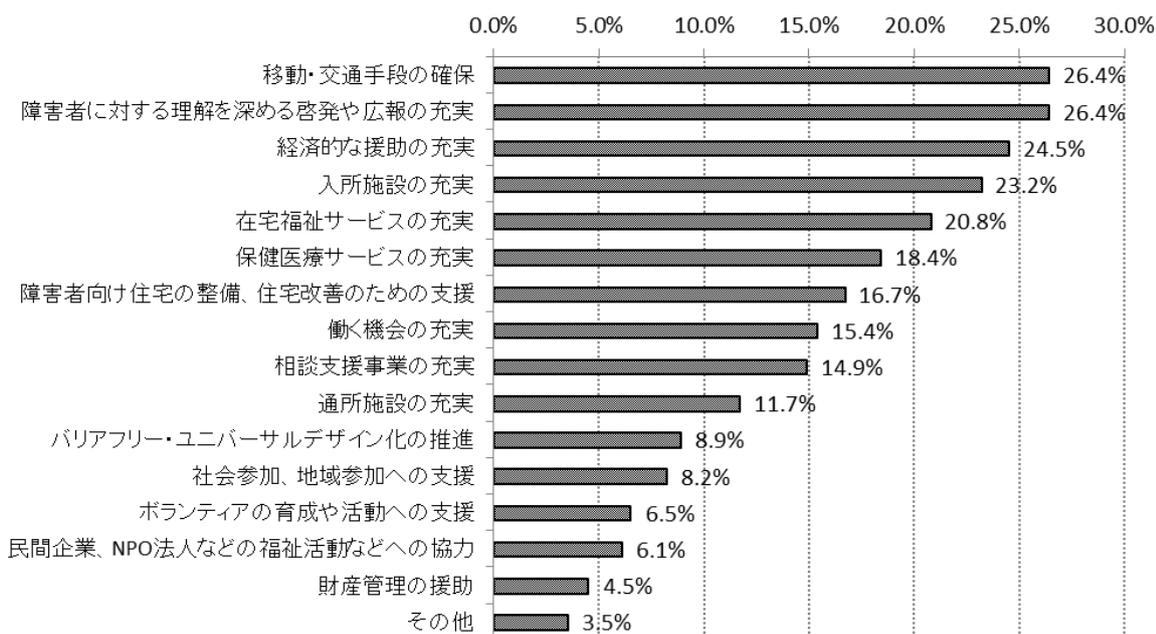
図表 2-27 住みにくいと思う点



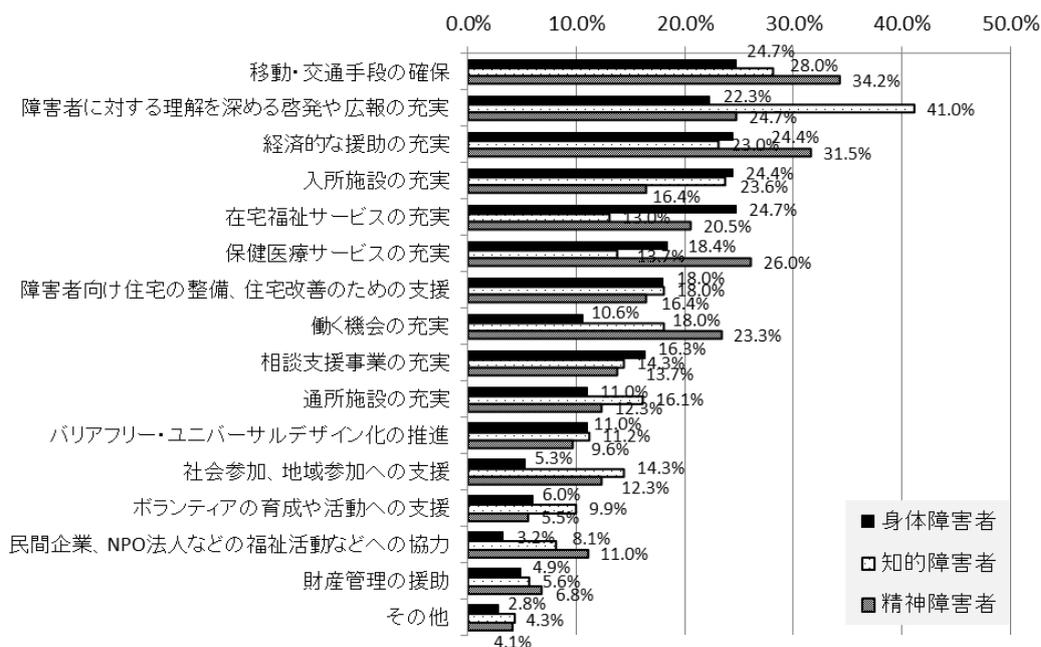
## 【行政への要望】

「移動・交通手段の確保」, 「障害者に対する理解を深める啓発や広報の充実」が同率で最も高い割合となっています。5つの回答項目で2割を超えるなど様々な分野での施策の推進・充実を求めている状況がうかがえます。障害の種類別には, 身体障害者で, 「在宅福祉サービスの充実」, 「移動の交通手段の確保」(ともに24.7%), 知的障害者で「障害者に対する理解を深める啓発や広報の充実」(41.0%), 精神障害者で「移動・交通手段の確保」(34.2%)が最も高い割合となっています。

図表 2-28 行政への要望について



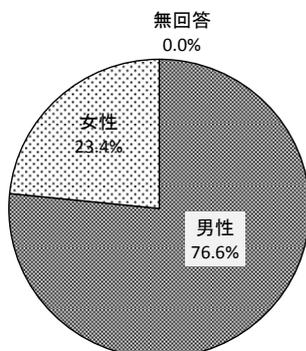
図表 2-29 障害の種類別の行政への要望について



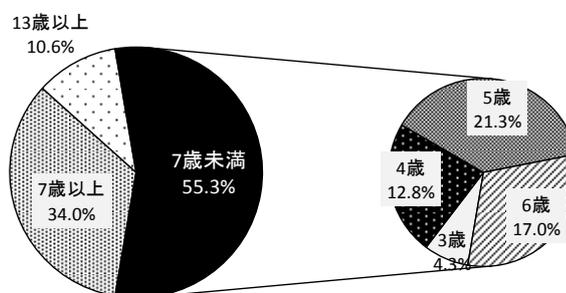
### (3) 調査結果の概要（放課後等デイサービス等利用者）

#### ① 回答者の属性

図表 2-30 性別



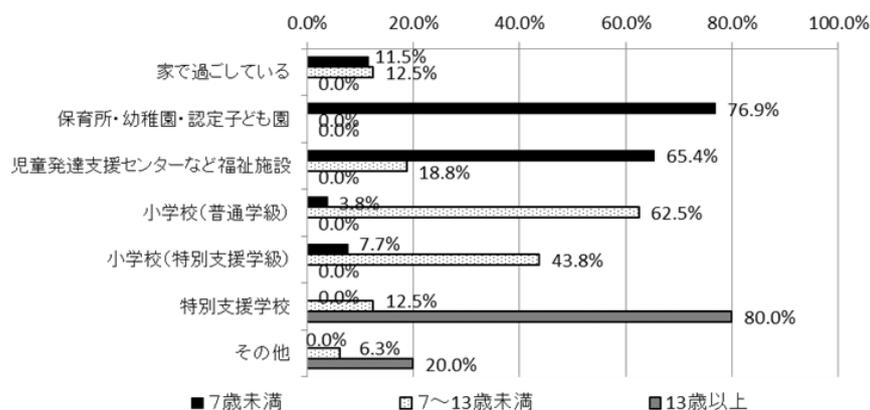
図表 2-31 年齢



#### ② 日中の過ごし方

日中の過ごし方は、「保育所・幼稚園・認定子ども園」「児童発達支援センターなど福祉施設」（ともに42.6%）で最多となっています。年齢別には、それぞれの年齢に応じた通園・通学等ですが、13歳未満で「家で過ごしている」人が約1割を占めました。

図表 2-32 年齢区分別の日中の過ごし方

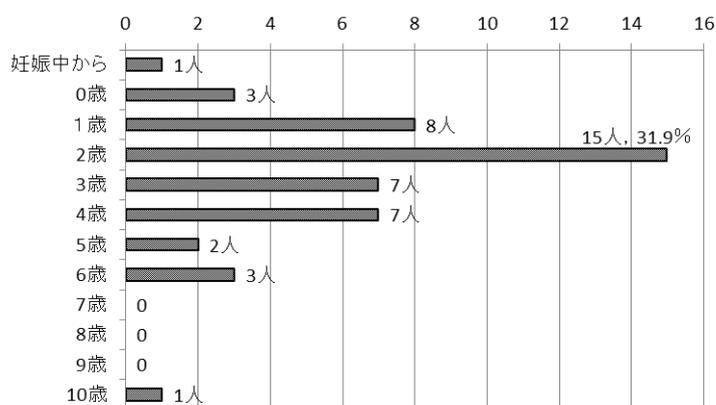


#### ③ 発育・発達に関すること

発育・発達に関することで気になるかことがあるかの問いでは、回答者全員が「ある」と回答しています。気になることとしては、「発育・発達に関すること」(36.2%)のほか、「病気に対する不安」、「じっとしていることが苦手」などがあげられました。

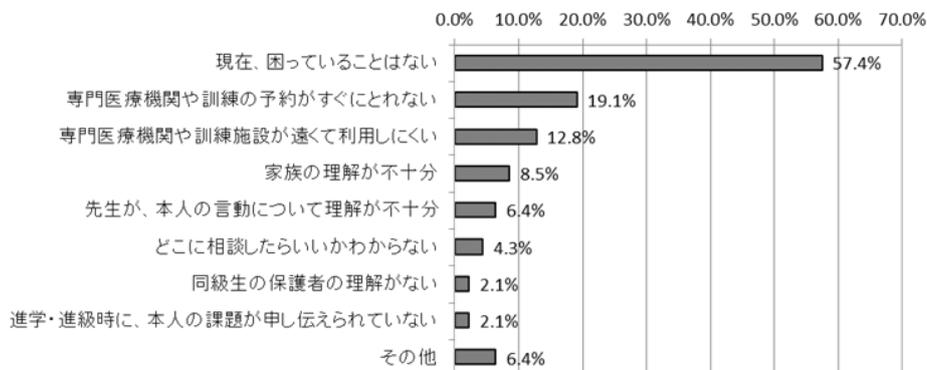
本人の発育・発達に関し初めて気になったのは、「2歳」が多く31.9%を占め、2歳までで半数を超えています。

図表 2-33 発育・発達に関し、初めて気になった年齢



また、発育・発達の相談等に関し困っていることの間では、「現在、困っていることはない」(57.4%)が過半を占めていますが、困っていることとしては、「専門医療機関や訓練の予約がすぐにとれない」(19.1%)が最多となっています。

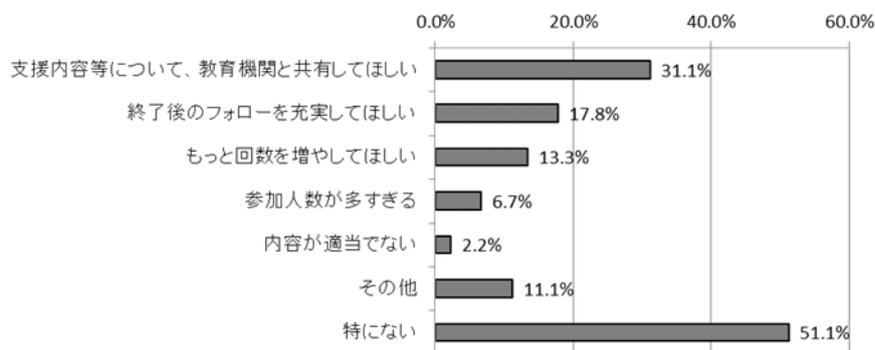
図表 2-34 発育・発達の相談等に関し困っていること



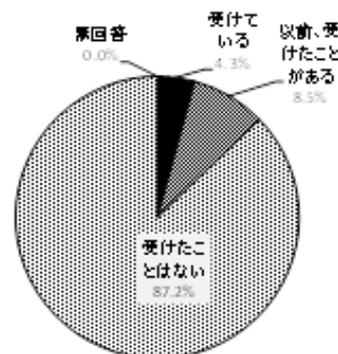
#### ④ サービス利用や医療ケアに関すること

回答者全員が「放課後等デイサービス等を利用したことがある」と回答しています。利用した感想や要望では、「支援内容等について、通所・通学中の保育施設や学校等の教育機関と共有してほしい」(31.1%)が最も高い割合で、次いで「終了後のフォローを充実してほしい」(17.8%)、「もっと回数を増やしてほしい」(13.3%)が17.8%と続いています。また、吸引、吸入などの「医療的ケア」については、「受けている」、「以前、受けたことがある」合わせて12.8%と1割強を占めています。

図表 2-35 放課後等デイサービスを利用した感想や希望



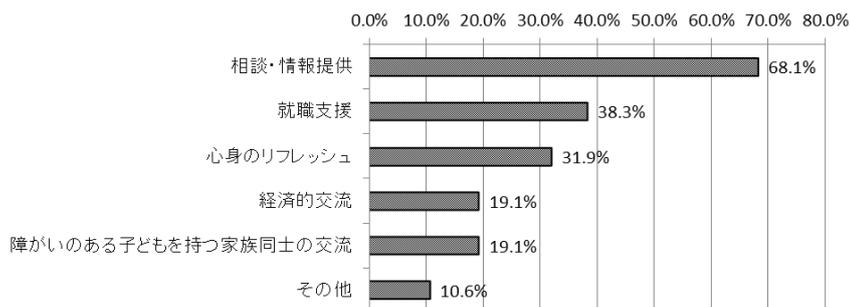
図表 2-36 医療的ケアについて



#### ⑤ 支援等に関すること

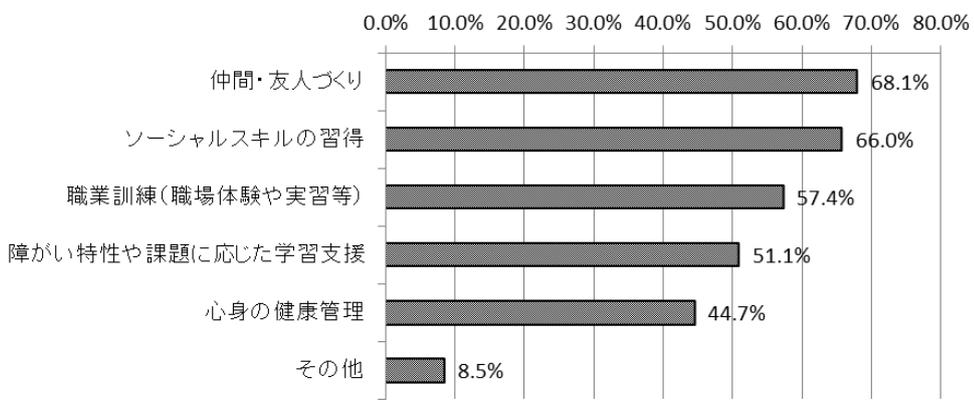
本人をサポートしている保護者の方が支援して欲しいことは、「相談・情報提供」(68.1%)、次いで「就職支援」(38.3%)、「心身のフレッシュ」(31.9%)と続いています。

図表 2-37 本人をサポートしている保護者が支援して欲しいこと



本人が学校を卒業した後、円滑な日常生活を送るために必要と思う支援は、「仲間・友人づくり」(68.1%)、「ソーシャルスキル<sup>※注1</sup>の取得」(66.0%)、「職業訓練」(57.4%)が上位となりました。

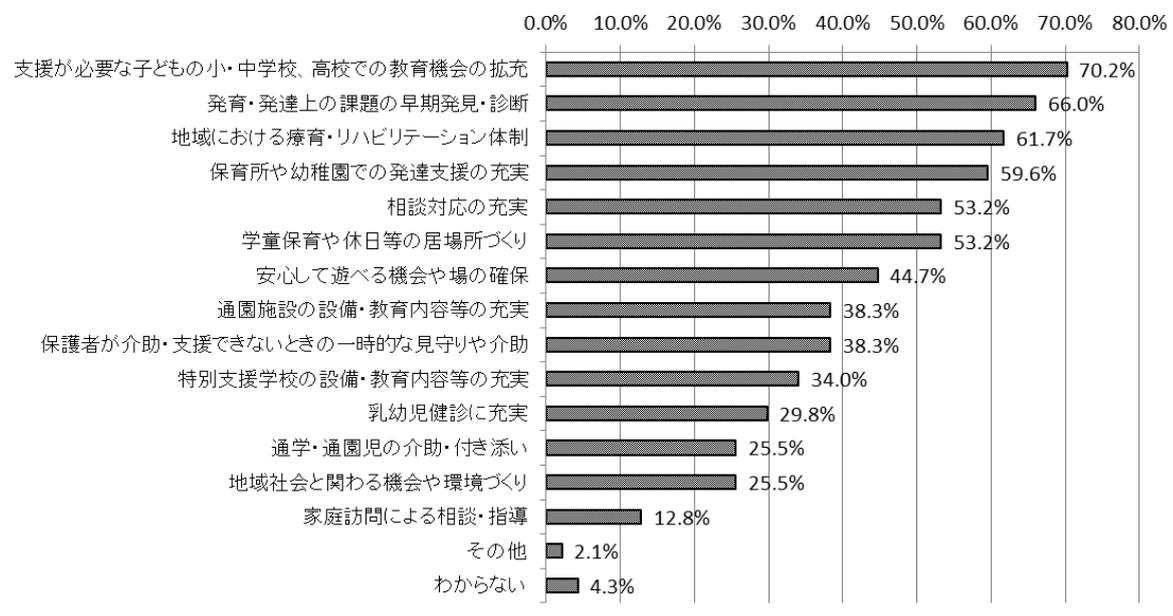
図表 2-38 本人が卒業後支援して欲しいこと



注1:社会の中で普通に他人と交わり、共に生活していくために必要な能力。

発育・発達上の支援が必要な子どもたちのための施策で、特に重要な施策と思うものは、下図のとおり、様々な項目に分散しています。回答者1人当たり回答数は6.2と、多くに回答がなされています。その中で「支援が必要な子どもの小・中学校、高校での教育機会の拡充」(70.2%)が最多となり、6項目で半数以上の方が重要と回答しています。

図表 2-39 発育・発達上の支援が必要な子どもたちのために重要な施策



## 【課題について】

### ○障害福祉サービス

- ・多くのサービスで現状より利用希望が高く、障害福祉サービスの充実が求められています。今回の調査では、高齢者の割合が高い特徴がありますが、今後、一層の高齢化の進展となってくることから、介護サービス等を含め、連携やサービスの充実が求められます。

### ○日常生活

- ・日常の生活動作では、「ひとりでできる」が過半を占めましたが、知的障害者で「お金の管理」等で介助を必要とする方の割合が高くなっています。
- ・外出等では、困ったときの対応、公共交通機関が少ないといったことが困りごととしてあげられました。庁内関係部署の連携や相談窓口の周知等での対応が求められています。

### ○就労

- ・就労の支援では、職場の障害者理解が最多で2番目もほぼ同様の内容でした。障害者理解を進めるための啓発活動を今後とも推進していく必要があります。

### ○災害時の対応

- ・災害時の迅速な避難等では「できない」方も多い実態を踏まえ、組織体制づくりを含め、今後取り組んでいかなければなりません。また、避難後においては、避難場所の設備、生活環境、投薬・治療等、不安の払拭も図る必要があります。

### ○情報入手

- ・様々な媒体を通じて、情報を入手している現状があります。現在、わずかにとどまっているインターネット等、IT活用についても、情報バリアフリー化の観点から利用促進を図る必要があります。

### ○権利擁護

- ・まだ、障害者に対する理解の不足がみられました。外出先、住んでいる地域、学校・職場で差別や嫌な思いをした方が多く、障害者への理解を深める教育、啓発活動等の推進を図っていくことが求められます。

### ○本市の福祉施策

- ・どちらかといえばという回答を含め、「住みやすい」と回答した方は、30%台に過ぎません。特に、精神障害者の分類で、「住みにくい」割合が高まる傾向です。その理由では、「交通手段などの移動手段が不便」が最多となっており、前述の「外出」の項と同様、社会活動への参加の観点からも対応が求められます。次いで「障害者の働ける場所が少ない」が2番目であり、これも前述の「就労」同様、対応が求められます。
- ・行政への要望では、「移動・交通手段の確保」、「障害者に対する理解を深める啓発や広報」が最多です。これとほぼ並んで「経済的な援助の充実」、「入所施設の充実」、「在宅福祉サービスの充実」が続いています。障害福祉サービスの充実を図っていくことに加え、活動機会の拡大につながる移動手段等も検討が求められます。

### ○療育

- ・放課後等デイサービス利用者で「支援内容等について、保育施設や学校等との教育機関と共有してほしい」があげられています。また、本人をサポートしている保護者の方が支援してほしいことでは、「相談・情報提供」が最多となっています。さらに、「教育機会の拡充」、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」等様々な要望があげられています。

## 第3章 計画の基本理念と基本目標、施策

### 1 基本的な方針

#### (1) 基本理念

国においては、障害者基本法第1条で「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念に基づき、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、基本原則を定め、様々な施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

そして、同法第3条で全ての障害者が、障害者でない者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保護される権利を有することを前提に、①社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保、②どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、③言語その他意思疎通手段や情報の取得及び利用手段についての選択の機会の拡大が図られること、④差別の禁止等を基本原則としています。また、障害者虐待防止法や障害者差別解消法が制定されるなど、障害者の権利擁護のための法整備が進められています。

一方、障害者総合支援法の基本理念では、障害者基本法の基本理念、基本原則にのっとり、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、様々な社会障壁の除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない、と規定しています。

こうした国の動きを踏まえ、さらに、本市における、障害者や高齢者及びその世帯等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス利用ができるような環境整備に努めるとともに、地域で支え合い住み慣れた所で安心して暮らしていけるよう、地域福祉の充実を図ることが必要となっています。

そこで、本市における障害者施策の基本理念を次のとおり定めました。

#### 基本理念

**『みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまち』**

#### (基本方向)

- 障害の有無に関係なく差別解消等、人権と人格を尊重し、障害者が必要な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して生活を営み、また、バリアを除去した生活環境の整備に努めます。
- 自分らしく暮らしていくためにいつでも相談できる体制を構築するとともに、障害の特性やライフステージの各段階に応じた保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。
- 障害者が就労や社会活動を通して、地域で働きがいや生きがいのある生活を送ることができるよう、関係機関等と連携し、個々に応じた多様な働き方への支援や社会活動を通じた地域共生社会の実現に努めます。

## (2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下3つの基本目標をかかげ、施策を展開、推進していきます。

### 基本目標1 生活しやすい環境づくり

障害特性に配慮した支援を行うとともに、周囲の理解の促進に向けた啓発・広報に努める必要があります。障害者が安心して快適に生活できるように、住宅や公共施設等のバリアフリー化の普及啓発を進め、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける生活環境の整備推進に努めます。

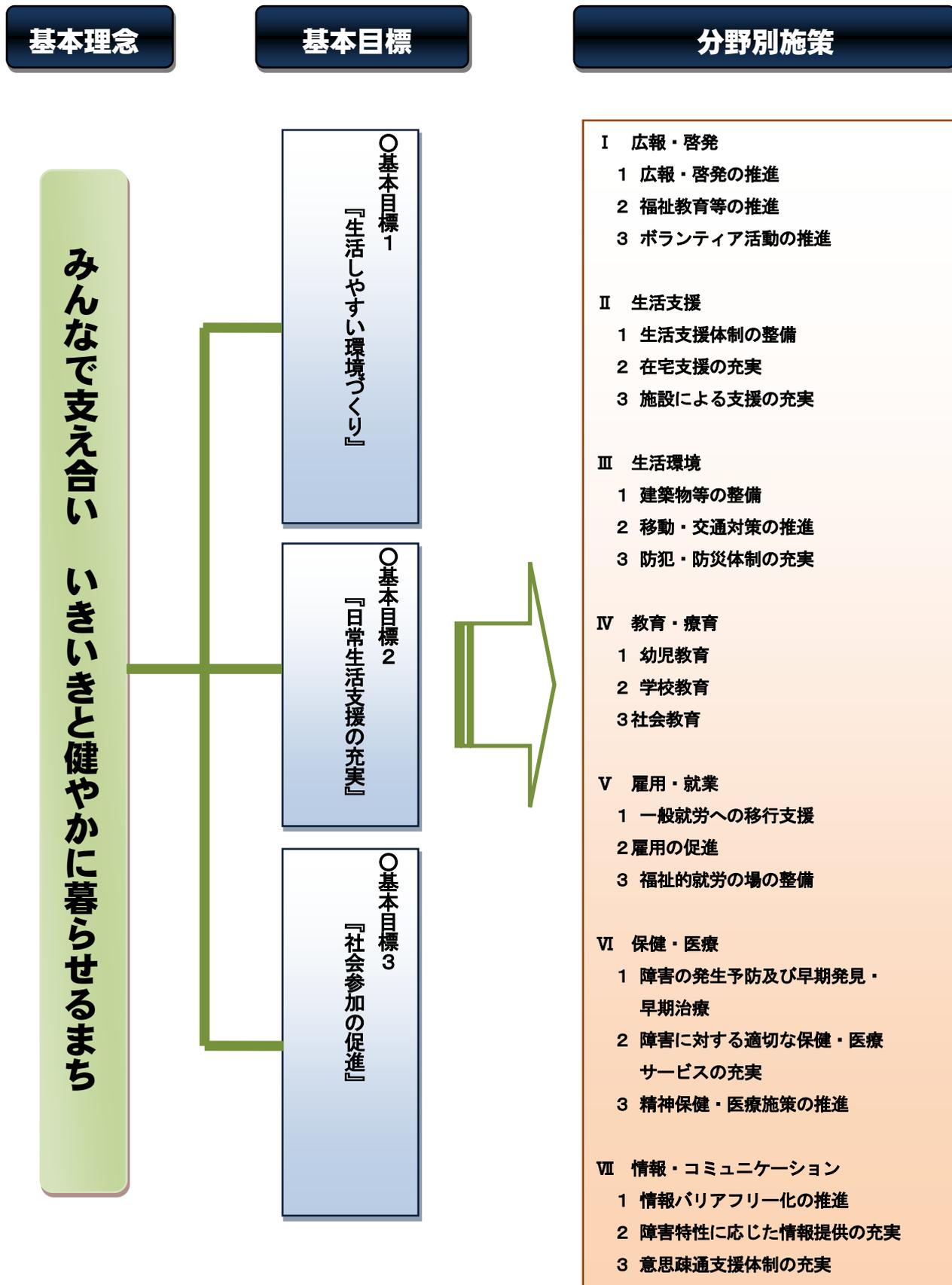
### 基本目標2 日常生活支援の充実

より身近な場所で適切な支援を受けられるように、関係機関との連携強化を図り、必要な情報が的確に届くよう障害者福祉施策の周知に努め、地域の相談体制の充実に努めます。また、障害者とその家族が必要とする障害福祉サービスの充実に努め、地域で支え合い住み慣れた地域で安心して暮らして行けるよう障害福祉サービスの充実や利用促進を図るほか、地域包括ケアシステムの構築など総合的な支援について検討していきます。さらに、何らかの支援を必要とする児童・生徒及びその家族が安心して日常生活できるよう関係機関等との連携を図り、療育などの支援体制の整備に努めます。

### 基本目標3 社会参加の促進

障害者の地域生活への移行を支援するため、入所・通所施設における就労支援や生活訓練などの充実を図るとともに、障害者雇用のための助成制度の利用促進など、関係機関と連携して就労機会の拡大に努めます。また、障害の状況に応じた情報の提供や意思疎通手段の確保、移動支援などにより、グループ活動や地域活動への積極的な社会参加を促進していきます。

## 2 施策の体系



### 3 施策の展開

計画の基本理念、基本目標を踏まえ、以下の7分野を基本施策とし、計画を推進します。

#### I 広報・啓発

ノーマライゼーション<sup>注1</sup>の理念の浸透を目指して、住民の障害や障害者に対する理解が一層深まるよう、様々な機会を捉え、広報・啓発の充実を図るとともに、障害者が必要な情報を入手できるよう、情報提供の充実を図ります。

注1:ノーマライゼーション:障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

#### II 生活支援

障害者の自立した生活を支える体制の整備や障害者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、在宅支援体制の充実をめるとともに、市の関係団体、福祉サービス事業所と連携しながら、障害に応じた施設による支援サービス体制の充実をめめます。また、障害者への配慮がないため、障害のある人が暮らしにくさや日常生活に支障を感じることをないように、相談体制の充実をめめます。

#### III 生活環境

誰もが快適で生活しやすい環境の整備を推進します。思いやりの心の醸成などソフト面と建物や道路など公共的施設等のバリアフリー化を促進し、障害者が自分の意思で自由に行動し、参加できる安全で快適なバリアフリー空間の創出を図ります。

また、障害者等を事故、犯罪、災害などから守るため、地域ぐるみの防犯、防災体制の整備や災害対策を推進します。

#### IV 教育・療育

関係機関が連携して障害の早期発見・早期療育の推進を図ります。また、障害のある子ども一人ひとりの特性やニーズに応じ、きめ細やかな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が行えるよう、相談支援体制の充実をめめます。

#### V 雇用・就業

障害者の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの障害者の適正に即した雇用機会の確保、並びに就職環境の整備を促進します。

障害者の雇用を進めるにあたっては、事業主等の理解と協力が必要なため、障害者の雇用についての一層の啓発活動にめめるとともに、各種雇用支援制度の活用や職業訓練の充実を推進します。

#### VI 保健・医療

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに障害の原因となる疾病等の予防・治療等、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

障害者の人権に配慮した適正な医療の確保にめめるとともに、疾病及び障害者に対する正しい理解と知識の普及を図ります。

#### VII 情報・コミュニケーション

障害者も障害のない人と同じように、ITの発達の成果を享受できる情報バリアフリー社会の実現に向けた施策を推進するほか、障害特性に対応した情報提供の充実を図ります。

## I 広報・啓発

### 【現状及び課題】

障害のある人をはじめ誰もが住みよい平等な社会を創っていくためには、障害について正しい知識を広め、そして障害者に対する理解を深めていくことが重要です。アンケート調査では、外出先や住んでいる地域で「嫌な思いをした経験がある」と回答した割合が4割近くを占めています。そのため、障害のある人への理解を促進するとともに、交流の場を提供したり、様々な機会における広報・啓発活動の充実が求められます。

また、障害者の日等における啓発活動や学校における福祉教育を推進するとともに、住民及び障害者自身のボランティア活動を推進する必要があります。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 広報・啓発の推進

##### (1) 啓発手法の検討

障害特性の理解や、障害者の立場に立った適切な対応の仕方等、地域の人々の障害者への正しい理解と認識を深めるため、チラシの配布や講演会の開催に加え、インターネットの活用や住民参画型事業、参加体験型のワークショップ方式などの手法について検討します。

また、障害特性に応じた情報提供方法を確立し、障害者やその家族等が必要な情報を入手できるよう努めます。

##### (2) 広報活動の充実

市広報誌、社協だよりの積極活用、住民の交流の場として関係機関や福祉団体の行う行事への積極参加、啓発用パンフレットの作成・配布、障害者と住民が日常的に直接ふれあう機会の創出など、障害者に対する理解の促進を図ります。

##### (3) 「障害者週間」の啓発

12月3日～9日の「障害者週間」の意義を再認識し、障害者団体・地域住民・ボランティア団体等が開催するイベントへの住民の積極的な参加を求めるとともに、関係団体との連携を強化し、広報・啓発の推進に努めます。

また、市広報誌を通じて「障害者週間」の意義の周知・徹底を図り、障害者に対する正しい理解を深めていきます。

#### 2 福祉教育等の推進

##### (1) 学校教育における福祉教育

障害者に対する正しい理解を深めるためには、小学校低学年からの福祉教育が必要です。

学校教育において、児童・生徒に対し、障害者問題や特別支援教育について理解と認識を深めるため、福祉に関する副読本の作成・配布、手話講習会の開催、福祉講話や障害者との交流会などを実施し、福祉教育の充実を図ります。

## (2) 各種講座の開催等による啓発活動

各種講座の開催時に、映画・DVD等、ライブラリーの積極的な活用を推進するとともに、県関係機関と連携を密にし、住民の障害者問題や特別支援教育に対する理解と認識を深める活動に努めます。

## 3 ボランティア活動の推進

### (1) ボランティア養成

障害者問題に対する理解・認識を深めるために、住民が各種のボランティア活動に積極的に参加することが重要であり、また、障害者自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要です。

本市におけるボランティア活動は、主として地域清掃や施設訪問等が活動の中心になっています。

そこで今後は、社会福祉協議会や地域のボランティア団体などと連携・協力し、各種相談、点訳、朗読、要約筆記等、障害者のニーズに対応できるボランティアの育成を計画的に推進していきます。

### (2) ボランティア情報の提供

広報誌やホームページ等を活用し、ボランティア登録団体や養成講座の開催等の情報を提供します。

## Ⅱ 生活支援

### 【現状及び課題】

障害者が自立した生活を営むために、国・地方自治体・地域における様々な支援体制が必要です。相談支援、在宅支援体制の充実は特に重要となります。また、施設に入所している障害者が地域に移り住むための支援体制も大きな課題となっています。障害者は心身の状態により、食事、排せつ、入浴、服薬、外出等様々な生活支援を必要としていますが、障害者の生活を支えているのは、高齢化など様々な困難を抱えている家族が担っている状況にあります。このため、地域全体で障害者や家族を支援する体制の充実が求められます。市、障害者団体、社会福祉協議会、民間福祉事業者、保健・医療等関係機関、ボランティア団体や地域住民が連携しながら、それぞれの機能に応じて地域で障害者の生活を支えることが出来る地域包括ケアシステムの構築が必要です。

一方、知的障害や精神障害により判断能力が不十分な方が安心して日常生活を営んでいくためには、本人の利益が損なわれないよう法的な支援が必要です。日常生活においては、年金の受領手続き、施設入所の福祉サービス利用のための契約締結、相続の承認・放棄など様々な重要行為を行う場面があることから、成年後見制度などの利用を図ります。

アンケート調査では、成年後見制度については、認知度が低い（「名前も内容も知らない」が45.3%）状況にあり、認知度向上に向けた取組みが求められます。

すべての障害者が個人としての尊厳が重んじられ、地域社会において共生出来るよう、権利が擁護される施策が必要となります。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 生活支援体制の整備

##### （1）相談支援体制の充実

障害者が安心して相談できる体制の充実に努めます。障害者相談員設置事業においては、南九州市障害者（身体障害者及び知的障害者）相談員設置事業を実施しており、今後とも活動の充実に努めます。また、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談支援業務を実施する基幹相談支援センターについて、市町村障害者虐待防止センター業務を含め、設置の検討を進めていきます。さらに、権利擁護が必要な場合、成年後見制度利用支援事業の利用促進の支援なども併せて検討していきます。

- 相談者の総合的な相談に応じる障害者相談支援事業体制の充実
- 相談窓口の周知と利用の促進
- 障害者の権利擁護、虐待防止等
- 相談員の養成と専門機関との連携強化

#### 2 在宅支援の充実

##### （1）在宅事業の充実

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）は、障害者総合支援法に基づく体制の充実に努め、

利用者のニーズ把握に努めながら提供します。

- 在宅支援の充実（居宅介護，重度訪問介護，行動援護，重度障害者等包括支援，同行援護，短期入所，療養介護，生活介護サービス）
- 地域生活支援事業の充実（地域活動支援センター事業・移動支援事業・意思疎通支援事業・日常生活用具給付等事業・相談支援事業・日中一時支援事業等）

## （２）児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業の充実

心身の発達について支援を必要とする児童及びその保護者のために，児童発達支援事業や放課後等デイサービスの療育機能を強化し，障害児等の保護者などからの相談，関係機関との連携強化，日常生活動作や運動機能の訓練，集団生活への適応訓練など児童の心身の状況に応じたケースマネジメントを，未就学児・学齢期から学齢終了時まで一貫した療育体制の整備に努めます。

- 障害児通所支援事業の充実（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）

## （３）福祉用具の給付等

障害者の自立した生活を支援するため，身体的機能を補助し，身の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具，在宅の重度障害者の日常生活の便宜を図る日常生活用具の給付等を行います。

## ３ 施設による支援の充実

### （１）障害者の福祉施設等の整備

在宅生活を支援する生活訓練施設，就労移行支援，就労継続支援施設は民間活力を活用しながら充実に努めます。

また，新たな福祉サービス体系への移行も十分検討しながら，一般企業に雇用されることが困難な障害者に，働く場を提供するための支援を行います。

### （２）生活の場の確保

障害者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう，障害者の生活の場として，関係団体と連携しながら既存建物利用を視野に入れ，民間活力による居住場所の確保に努めます。

### （３）福祉施設における地域住民等との交流

福祉施設と地域の結びつきを緊密なものとするため，地域住民等との活発な交流を促進します。

- 施設における地域住民等との交流

## Ⅲ 生活環境

### 【現状及び課題】

障害者が地域で安心して暮らすためには、住みやすい住宅の確保と、障害者の日常生活や社会生活における自由な活動を制約している様々な障壁を取り除く（バリアフリー化）ことが重要です。そのために、ハード・ソフト両面からの促進と、障害者が自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる心豊かで住みよい福祉のまちづくりを、住民と一体となって推進していくことが必要です。

アンケート調査では、「南九州市は障害のある方が住みやすいまちだと思いますか」の設問で、「住みやすい」「どちらかという住みやすい」の回答が 33.1%にとどまっています。特に、「住みにくい」理由で、「交通手段などの移動が不便」という回答が最多であり、また、行政への要望でも「障害者への理解を深める啓発・広報」と並んで最も多く、課題となっています。

また、災害時の避難等に関しては、「できない」割合が 35.9%であり、特に、知的障害者では 52.2%と高い割合を占めています。障害のある人が、地域で安心して日常生活を送ることができるよう、地域社会において住民、関係する組織等の連携による対応が求められます。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 建築物等の整備

##### （1）公共施設におけるバリアフリー化

市役所、公民館、図書館、文化・スポーツ施設など、公共施設のバリアフリー化に取り組んでいきます。

また、病院や大型店舗等の民間施設についても、「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に準拠した整備について周知を図ります。

##### （2）住宅環境の整備

生活の拠点は住宅にあり、「福祉対応型住宅」の整備促進は重要な施策です。今後、障害者の住宅設置基準を的確に把握し、構造・設備等に配慮します。また、既存の公営住宅については、障害者や高齢者の居住性向上のため、安全性の確保とバリアフリー化に取り組んでいきます。

また、障害者や高齢者が、安心して快適に生活できるような住宅を整備する趣旨により、鹿児島県が策定した設計指針「鹿児島県福祉のまちづくり条例」について普及を図り、必要に応じて住宅相談等を実施します。

さらに、障害者の持ち家取得の促進と、居住水準の向上のための住宅改修を進めるため、各種制度の普及促進を図り、住み慣れた地域で安心して生活できる住環境の整備を進めます。

#### 2 移動・交通対策の推進

##### （1）道路環境の整備

障害者の自立と社会参加を促し、生活圏の拡大を図るため、法令や各種ガイドライン等に

基づき、移動ニーズへの対策を講じ、障害のある人が運転しやすい道路環境の整備を推進します。

また、障害者が安全に歩行できる歩行空間の確保に努め、障害者マップの作成を検討するなど、快適な日常生活を営むとともに、積極的な社会参加が出来るまちづくりを進めます。

## **(2) 移動手段の確保**

地域の方々やボランティア等との連携・協力により移動手段の確保につながるよう取組を推進していきます。また、コミュニティバス（ひまわりバス）等の活用を模索し、利便性の高い移動手段の確保に努めていきます。

## **3 防犯・防災体制の充実**

### **(1) 地域による防犯・防災組織の育成**

防犯対策については、地区防犯協会、民生委員、在宅福祉アドバイザー、自治会など、訪問連絡者との連携を密にし、犯罪や事故の発生を警戒・防止するための活動を強化し、その活動を支援します。

### **(2) 自主防災組織による要配慮者避難体制の確立**

被災時において、障害者を迅速な避難行動が困難な要配慮者と位置づけ、障害者が地域社会において安心して暮らし、緊急時において心身の危機を回避するため、消防機関と密な連携をとり、緊急通報体制の構築や、緊急時に地域住民による自主的な救出、援護等の活動が実施できるための自主防災組織を強化し、障害者の介助体制の確立を図るため、地域の協力体制を構築します。

また、避難所等の設備や生活環境が不安との声も多いこと、特に、発達障害、視覚、聴覚障害等、障害の種別に多様な課題が多いことから、きめ細やかな対応(情報伝達、移動手段等)を行うことが求められており、事前に対応策、情報共有等、関係機関等と検討していきます。

### **(3) 要配慮者避難計画の整備**

住宅火災による死傷者の発生を防止するため、防火思想の普及を図るとともに、住宅等の防火診断を推進します。また、防火機器等の設置を推進し、民生委員などと連携して、障害者のいる家庭等の所在の積極的な把握により、役割に応じた安全対策を進めます。

### **(4) 要配慮者を取り巻く防災教育の推進**

防火知識の向上と災害時的確な対応を図るため、障害者のいる家庭や施設職員等関係者に対する、防火教育・訓練に取り組んでいきます。

## IV 教育・療育

### 【現状及び課題】

障害のある子どもの障害の軽減及び社会適応能力の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、早期発見から円滑に療育につなげていくことが重要です。そのため、近年の障害の重度・重複化や多様化の状況も踏まえ、障害の種類や程度に応じた、乳幼児期から一貫した教育や療育を行うとともに、障害のある子どもやその保護者に対する相談支援の体制整備が必要です。

アンケート調査では、障害児本人をサポートしている保護者の方が支援して欲しいこととしては、「相談・情報提供」(68.1%)が最も高い割合となっています。

学校教育においては、特別支援教育に移行する中で、障害のある子どもが地域の中で自分らしく生活していけるよう、一人ひとりの個性を尊重し、それぞれのニーズを的確に把握するとともに、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境の一層の充実が求められます。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 幼児教育

##### (1) 障害児保育の充実

障害を有する乳幼児が保育所入所できる体制を構築し、一般乳幼児と共に集団保育の機会を確保することは、障害児にとって健全な社会適応を促進するために重要な施策です。また、関係機関が連携して障害の早期発見、早期療育の推進を図り、障害のある子ども一人ひとりの特性やニーズに応じ、きめ細やかな教育や療育が行えるよう、支援体制の強化に努めます。

##### (2) 障害児就学相談の充実

障害を克服・改善するための療育相談や指導方法、就学等について相談に応じるため、特別支援学校の巡回教育相談をはじめ、教育委員会、児童相談所など関係機関と連携を密にし、巡回教育相談、訪問教育相談を推進します。

#### 2 学校教育

##### (1) 就学相談や指導体制の充実

障害者一人ひとりの能力・適性について児童相談所などの専門的機関による検討結果に基づき、最も適切な教育の場を提供するため教育支援委員会の機能的、計画的運営と就学指導に関する専門性の向上を図るなど教育委員会をはじめとする関係機関との連携を図りながら療育指導や適正な就学指導の体制を構築します。また、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対する教育を進めるため、「通級指導教室」について研究し、その活用に努めます。

さらに、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を推進するため、障害のある児童生徒や保護者に対する入学時から卒業まで一貫した効果的な支援体制の充実に努めます。なお、学校卒業後の相談支援体制についても関係機関等と連携・協力していきます。

##### (2) 障害児を理解する教育の推進

ア 障害児と健常児が共に活動できる機会を充実させ、相互理解を深めるとともに、将来、

地域社会で協力し合えるようボランティア活動を推進し、特別支援学校などとの交流も図り、地域の小中学校と交流教育・交流活動を推進します。

イ 障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、「特別支援教育」や卒業後の円滑な就労支援を目的とし、ニーズに応じた職業教育や進路指導の充実に努めます。

ウ 障害のある児童生徒が、放課後や長期休暇中に安心して過ごせる放課後等デイサービスへの支援充実に努めます。

エ 特別支援教育支援員を導入し、幼・小・中学校で特別な配慮を要する児童生徒に、学校生活上の介助や、学習活動上の支援などを行います。

### **(3) 特別な支援を要する児童生徒の受入れ**

特別な支援を要する児童生徒を、教育委員会と連携を密にして合理的配慮を提供しながら、共生社会を目指します。

### **(4) 施設のバリアフリー化の推進**

教育療育施設において、施設のバリアフリー化と整備の充実に努めます。障害のある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加え、学習を支援する機関（図書館・適応指導教室等）・設備等の整備を推進します。

### **(5) 指導力の向上**

近年、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥/多動性障害）・自閉症スペクトラムなどの障害のある児童への対応が課題となっています。

障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行うため、県との連携のもと研修会や講習会を開催し、指導力の向上を図ります。

## **3 社会教育**

### **(1) 社会教育施設の整備促進**

障害者の社会教育活動として、社会教育施設を有効に利用できるよう施設のバリアフリー化などの改善に努め、各種サービスの拡充を図ります。

### **(2) 地域交流の推進**

障害者と健常者との“心のふれあい”を通して、障害者に対する正しい理解を深めるとともに、学習の機会の充実に努め、障害者の積極的な社会参加を促します。

### **(3) 障害者社会教育学級**

障害者の日常生活に役立つ、料理・手芸・福祉制度等講座や、生涯学習講座を設けるなど、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

### **(4) 障害者スポーツ教室の開催**

障害の程度に応じて、各種スポーツ団体との連携を図り、多様なスポーツ大会を開催して、心身のリフレッシュや社会参加の促進を図ります。

## V 雇用・就業

### 【現状及び課題】

障害者とその適性と能力に応じて就職し、社会活動に参加することは、障害者が社会的に自立するとともに、生きがいのある生活を送るうえで、重要な意義を持っています。このため、一般就労はもとより、福祉的就労も含めたあらゆる機会を通じた職域の拡大や多様な就労の場を確保することが重要です。改正障害者雇用促進法では、障害のある人に対して差別を禁止するとともに職場で働くにあたって支援を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）や法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える（平成30年4月施行）等、法制面では変化がみられます。本市の障害者の一般就労は厳しい状況が続いていますが、各企業ニーズに合った訓練等の柔軟な取組体制の確立やハローワークや南薩障害者就労支援ネットワーク会議等、関係事業所、関係機関等の協力により就労拡大や就職後の定着支援を進めていくことが求められます。また、一般就労が困難な障害者などの就労の場としての授産施設などの整備が求められます。

アンケート調査では、障害者の就労支援として必要なこととして「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が上位2つに回答されています。職場の確保までの課題に加え、就業後の職場内での課題に対しても対応が求められます。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 一般就労への移行支援

##### （1）一般就労への移行支援：就労移行支援事業

就労移行支援事業の取組みを推進し、一般就労への移行を推進します。

また、障害者が身近な地域で利用できるよう就労移行支援事業への移行を民間事業者に働きかけます。

##### （2）一般就労を希望する障害者への支援体制の検討

一般就労を希望する障害者の意向や、その人の障害特性や得意分野などを十分に把握した上で、企業等への働きかけや問い合わせ、さらには面接補助を行うなど、障害者と企業等との仲介により就業を支援する体制作りについて検討していきます。

#### 2 雇用の促進

##### （1）職場環境の改善

段差の解消など建物や設備をバリアフリー化し、障害者が働きやすい職場環境とするよう事業者に対して働きかけ、職場環境の改善に努めます。

##### （2）障害者雇用率制度の活用

障害者雇用率制度は、障害者の雇用促進策の根幹であることから、企業等に対して障害者の雇用を拡大するよう働きかけます。また、雇用率制度や助成金制度等の各種制度を事業者に周知す

るとともに、障害者雇用の理解にも努めます。

### (3) 公的機関における障害者雇用の促進

庁内関係課、ハローワークや南薩障害者就労支援ネットワーク会議等の関係機関及び社会福祉法人などに働きかけを行い、公共施設や福祉施設などにおける障害者の雇用の促進します。なお、ハローワークと南九州市雇用対策協定を締結（平成 27 年 12 月）し、障害者雇用対策の推進に向けて取組を強化していく方針です。

### (4) 雇用の場における障害者の人権の擁護

企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないように、関係機関と連携・協力し、広報・啓発、相談体制の充実に努めます。

## 3 福祉的就労の場の整備

### (1) 就労継続支援事業（A型）

下記の①～③の方に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった方に対し、一般就労に向けた支援を行います。

- ①就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方
- ②盲・ろう・養護学校卒業後就職活動を行っても、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方

### (2) 就労継続支援事業（B型）

下記の①～③の方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。

- ①企業等や就労継続支援での就労経験を持つものの、年齢や体力の面で雇用されるのが困難となった方
- ②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方
- ③以上に該当しない方で、50歳に達している方、または障害基礎年金1級の方

## VI 保健・医療

### 【現状及び課題】

本市では、障害者の高齢化、それに伴う重度化が懸念される中で、十分な医療を受けられることや生活習慣病予防等の健康増進施策や介護予防施策の充実など、障害の特性やライフステージに応じた適切な治療や指導、情報提供等が求められています。

さらに、社会的にも問題となっている自殺、ひきこもり、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、高次脳機能障害、自閉症などの発達障害の取組について施策の充実が求められています。そのためには、障害者などや難病（特定疾患等）を患っている方などが地域において、保健・医療サービスを安心して受けられる体制づくりや相談支援体制の充実が求められます。

精神障害については、社会生活からのストレスなどが原因となっていることが多くみられ、身体だけでなく心の健康づくりも大きな課題となっています。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉等の連携によるいわゆる地域包括システムを構築することが必要です。

アンケート調査では、発育・発達の相談等に関し困っていることとして「専門医療機関や訓練の連絡が取れない」（19.1%）、「専門医療機関や訓練施設が遠くで利用しにくい」（12.8%）が上位となっています。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 障害の発生予防及び早期発見・早期治療

##### （1）障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

障害の原因となる疾病などの予防および早期発見が重要となることから、健康診査・保健指導などの実施をはじめとして、介護、保健などの庁内関係部署との連携を密にし、その対策の充実を図ります。

また、乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査や子育て教室等の機会・広報等を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策について家族等に普及啓発を行います。

障害の原因となる疾病等の早期発見のため、学校における健康診断等の適切な実施に努めます。後遺症として肢体不自由、視覚障害及び様々な内部障害をきたす脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾病等に関する健康相談等の提供機会の充実を促進します。

#### 2 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

##### （1）障害に対する医療・医学的リハビリテーション

障害の軽減が期待される治療やリハビリテーションについては、医療機関等との連携を図りながら、適切な医療・医学的リハビリテーションの提供並びにサービス提供確保を図ります。

## **(2) 障害に対する適切なサービス提供への相談支援**

障害者の健康の維持増進を図るため、保健・福祉の連携を強化し、適切なサービスが受けられるよう相談支援の充実を図ります。

## **3 精神保健・医療施策の推進**

### **(1) 心の健康づくり**

各年代における日常の生活様式や習慣を重視し、ライフステージや家庭・学校・職場・地域といたったそれぞれの生活の場における心の健康について、正しい知識の普及啓発と、周りのサポート体制の充実に努めます。

### **(2) 精神障害者の社会復帰の促進**

長期入院が多いなど、精神障害者の地域生活を支える体制が不十分であることから、在宅福祉サービスを充実することにより、入院治療中心から地域生活中心への移行を支援します。

## VII 情報・コミュニケーション

### 【現状及び課題】

I T（情報通信技術）の発達は、障害者の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに大きく寄与することが期待されています。

しかしながら、障害者にとっては、その障害ゆえに様々な情報通信手段を利用する機会や情報通信技術を習得する機会が十分でなく、大きな情報格差（デジタル・ディバイド）が生じています。

このため、障害者がI Tの利用や習得する機会の確保に努めるなど、情報格差の解消を図る必要があります。

また、視覚障害者や聴覚障害者などコミュニケーションの方法に制約を受ける障害者に対して、十分なコミュニケーション手段を確保するなど、障害の特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実があげられます。

アンケート調査では、情報入手の手段として、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」や「家族や親戚、友人・知人」が上位を占めています。「インターネット」の回答は4.1%に過ぎず、情報入手手段の多様化や社会参加の選択肢の拡大の観点からもI T利用の習得機会の提供等、情報のバリアフリー化の推進が求められます。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 情報バリアフリー化の推進

##### （1）情報バリアフリー化の推進

I T講習会や、ボランティア等によるI T機器の貸し出し・サポートの実施を通じ、障害者のI T利用を推進します。

##### （2）市ホームページのバリアフリー化の推進

市ホームページにおいて、障害者に配慮し、文字拡大や音声読み上げ機能などのウェブアクセシビリティの向上に向けた検討を進めます。

#### 2 障害特性に応じた情報提供の充実

##### （1）障害の特性に応じた情報提供

視覚障害者の点訳・朗読、聴覚障害者用の手話通訳など、奉仕員を養成し、障害の特性に配慮した情報の提供に努めます。

#### 3 意思疎通支援体制の充実

##### （1）障害者が入手しやすい情報の提供

障害の種別や特性に配慮し、入手しやすく分かり易い情報の提供をするために、身近に利用できる施設の整備や情報の提供等による障害者の活動機会の拡充を図り、障害者の社会参加を支え

る社会風土の醸成に努めます。

- 点字図書の充実（市内3地区図書館に所蔵）
- パソコン講座等の開催
- 点字，発表会等，活動の場の提供

## （2）意思疎通支援

障害者などが，円滑に情報を受信・発信できるように，点字・音声などによる情報提供や手話通訳者などを活用した意思疎通支援などを推進していきます。また，インターネットなどのIT技術を活用した障害者の社会参加を促進し，情報のバリアフリー化に努めます。

## 第4章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

### 【第5期障害福祉計画】

#### 1 計画策定の背景及び基本的考え方

平成18年度の障害者自立支援法（平成17年）の施行により、本市では障害福祉計画を作成することになりました。サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入して以降、これまで計画期間を1期3年とし、4期にわたって障害福祉計画を作成してきました。

そして、第5期策定にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（「障害者総合支援法等一部改正法」）を平成30年度から施行することとし、基本方針の見直しが行われました。

第5期では、以下に掲げる基本指針の見直しに基づき計画策定を行っていきます。基本指針見直しのポイントは、①地域における生活の維持及び継続の推進、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③就労定着に向けた支援、④障害児のサービス提供体制の計画的な構築、⑤「地域共生社会」の実現に向けた取組、⑥発達障害者支援の一層の充実、となっています。

図表 4-1 平成30年度に向けた障害福祉計画に係る基本指針の見直し

区分	主な内容
障害者総合支援法 (抜粋)	<p>第87条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項</li> <li>二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>三 次条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項</li> <li>四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項</li> </ul> <p>3 基本指針は、児童福祉法第33条の19第1項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。</p> <p>第88条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</li> <li>三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</li> </ul> </li> <li>3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</li> </ul>

	<p>一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 平成 32 年度までの数値目標の設定

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### (国の考え方)

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者などのうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する方の数を見込みます。数値目標の設定に当たっては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行すること（平成 32 年度末まで。この間、新たにあるいは再び施設に入所する方もいます）を基本としています。そして、平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末の施設入所者数と比較して、2%以上削減することを基本としています。

#### (本市の対応方向)

施設入所者の地域生活への移行は、入所者の心身の状況をはじめ利用の意向、住宅の立地や生活環境などを十分に踏まえ、また、一般住宅などへの移行においては、グループホーム等への移行などのプロセスを経る段階的な取組が必要となります。

なお、こうした取組においては、グループホーム等のサービス資源が欠かせないものであることから、公営住宅等の社会資源を有効に活用しながら積極的な推進を図ります。

図表 4-2 施設入所者の地域生活への移行

項目	数 値	目標値の考え方
平成 28 年度末時点の入所者数 (①)	127 人	—
平成 32 年度末時点の入所者数 (②)	124 人	—
【目標値】減少見込 (① - ②)	3 人	平成 28 年度末時点と比較した平成 32 年度末時点の施設入所者を 2%以上削減することを基本とする
【目標値】地域生活移行者数	12 人	平成 28 年末施設入所者数の 9%以上がグループホーム・一般住宅等の地域生活に移行することを基本とする

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (国の考え方)

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。そこで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することが求められています。数値目標としては、平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしています。また、住民に最も身近な市町村が中心となり保健、医療、福祉関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成 32 年度末までに協議会やその専門部会などの協議の場を設置することを設定しています。

### (本市の対応方向)

長期入院精神障害者の地域移行を進めるためには、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような環境整備が必要となってきます。精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を念頭に県、圏域及び保健、医療、福祉関係者等と連携していくことが不可欠と考えられます。本市ではすでに関係機関等と協議の場を設置しており、今後、地域包括ケアの体制整備を図っていきます。

図表 4-3 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築(協議の場の設置)

項目	数値	目標値の考え方
平成 32 年度末設置数（市町村）	1	設置済

## (3) 地域生活支援拠点の整備

### (国の考え方)

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者（児）やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくこととしています。ただ、現状としては全国的に進展している状況になっていないことから、引き続き平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に一つを整備する事を基本としました。そこで、平成 30 年度以降の整備促進を図るため、基本指針において、①各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会（障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定する協議会をいう。）等を十分に活用すること。②整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること、③整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること、との視点を盛り込んでいます。

#### (本市の対応方向)

全国や県に比較して高齢化が進展している本市において、地域で障害者（児）やその家族が安心して生活するためには、その体制を整備することは重要課題の一つと考えられます。そこで、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点については、1カ所整備することを検討します。

図表 4-4 地域生活支援拠点の整備

項目	数 値	目標値の考え方
平成 32 年度末時点の地域生活支援拠点等の数	1カ所	平成 32 年度末時点までに市又は圏域に少なくとも 1つの拠点等を整備することとする

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### (国の考え方)

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成32年度中に一般就労に移行する人数、就労支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率を見込みます。なお、一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスとして就労定着支援を創設することとしています。

- ①福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする。
- ②就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の利用者から2割以上増加する。
- ③就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ④就労移行支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。
- ⑤福祉施設から一般就労への移行等について別表第一の一の表に掲げる事項を平成32年度の活動指標として設定して取組むことが適当

※当該目標に係る「福祉施設」の範囲

就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

##### (本市の対応方向)

就労移行支援事業は、就労に必要な知識および能力向上のための訓練をはじめ、職場の開拓など一般就労へ移行するための必要な福祉サービスです。一方、地方における雇用情勢は依然として厳しい状況であり、今後こうした状況が改善されていくかどうかについては不透明な状況下にあります。

本市では、今後一般就労のためには、各企業のニーズに合った業務訓練が実施できるような柔軟な取組体制の構築をはじめ、ハローワークや南薩障害者就労支援ネットワーク会議等、関係事業所や関係機関の協力のもとに一般就労の推進を図ります。また、一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着支援体制を検討していきます。

図表 4-5 福祉施設から一般就労への移行

項目	数 値	目標値の考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数	1 人	—
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	2 人	平成 32 年度までに福祉施設を退所し、一般就労した者の数を平成 28 年度実績の 2 倍以上を見込む

図表 4-6 就労移行支援事業所の利用者数

項目	数 値	目標値の考え方
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	9 人	—
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	11 人	平成 32 年度末時点において就労移行支援事業を利用する者の数を平成 28 年度末の 2 割以上を見込む

図表 4-7 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

項目	数 値	目標値の考え方
平成 28 年度末時点の就労移行支援の事業所数	4 カ所	—
平成 32 年度末時点の就労移行率が 3 割以上の事業所数	2 カ所	—
【目標値】 目標年度の就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	50.0%	平成 32 年度末時点における就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする

図表 4-8 就労移行支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率

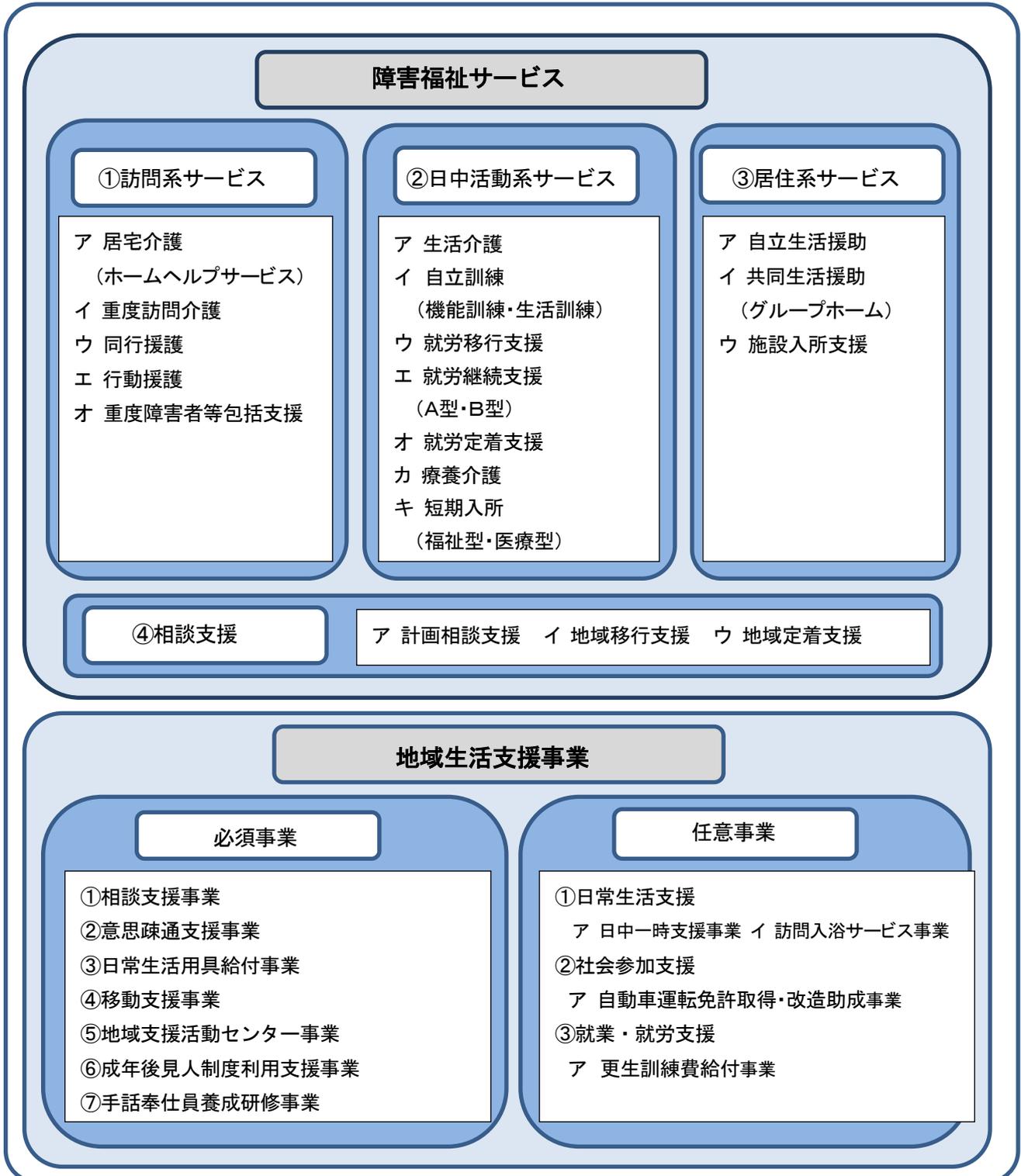
項目	平成 31 年度	平成 32 年度	目標値の考え方
支援開始後 1 年後の職場定着率	80%	80%	就労移行支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする

### 3 障害福祉サービス・地域生活支援事業

#### (1) サービスの体系

障害者などへの福祉サービスは、「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に分けられ、障害福祉サービスのなかに①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービス、④相談支援が含まれます。

図表 4-9 障害福祉サービスの体系



## (2) 障害福祉サービス、指定地域相談支援等種類ごとの必要な見込量

### ① 訪問系サービスの見込量

#### (国の見込量の考え方)

現に利用している方の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護の利用が見込まれる方の数、平均的な一人当たり利用量などを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることとします。

#### (本市の見込量の考え方)

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

#### 【サービスの内容・対象】

##### ア 居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅介護（ホームヘルプサービス）は、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。障害支援区分 1 以上の方が対象となります。

##### イ 重度訪問介護

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。障害支援区分 4 以上で一定条件に該当する方が対象となります。

##### ウ 同行援護

同行援護とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスです。身体介護を伴う場合の支援については、障害支援区分 2 以上で一定の条件に該当する方が対象となります。

##### エ 行動援護

行動援護とは、障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。障害支援区分 3 以上で一定条件に該当する方が対象となります。

##### オ 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援とは、重度の障害者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に行うサービスです。障害支援区分 6 で一定条件に該当する方が対象となります。

図表 4-10 訪問系サービスの見込量

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系サービス計	305 時間	405 時間	405 時間	405 時間
	36 人	37 人	37 人	37 人

注 1 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援の合計値

注 2 「時間」は，1 月当たりの延べ利用時間数で，「人」は 1 月当たりの実利用者数です。

### 【サービス見込量の確保策】

本市では，居宅介護，同行援護，行動援護サービスで利用があります。それぞれのサービスを必要とする障害者などの程度やニーズをはじめ，置かれている環境など（介護者の有無，住まい，交通手段など）に応じて適正なサービスの提供に努められるよう，市内を中心とする事業所とのサービス提供体制の充実と強化に努めます。

### ② 日中活動系サービスの見込量

日中活動系サービスは，施設などを利用し，主として昼間に提供されるサービスで，「生活介護」，「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」，「就労移行支援」，「就労継続支援（A型・B型）」，「就労定着支援」，「療養介護」，「短期入所（福祉型・医療型）」が実施されています。

### 【サービスの内容・対象】

#### ア 生活介護

生活介護とは，常に介護を必要とする方に，主に昼間に，障害者支援施設などにおいて行われる入浴，排泄または食事の介護，創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。障害支援区分 3（50 歳以上は区分 2）以上の方が対象となります。

#### （国の見込量の考え方）

現に利用している者の数，障害者のニーズなどを勘案して，利用者数および量の見込みを定めることとします。

#### （本市の見込量の考え方）

平成 30～32 年度は，過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

図表 4-11 生活介護の見込量

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	3,714 人日	3,697 人日	3,697 人日	3,697 人日
	177 人	178 人	178 人	178 人

※「人日」は 1 月当たりの延べ利用日数であり，「人」は 1 月当たりの実利用者数です。

#### イ 自立訓練（機能訓練，生活訓練）

自立訓練とは，障害者などが，自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう，一定期間，身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。一定の支援が

必要な身体障害者の方が対象となります。

自立訓練は「機能訓練」と「生活訓練」に分類されています。

**(国の見込量の考え方)**

機能訓練は、現に利用している方の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間などを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることとします。

生活訓練は、現に利用している方の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、退院可能精神障害者のうち利用が見込まれる方の数、平均的なサービス利用期間などを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることとします。

**(本市の見込量の考え方)**

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

**図表 4-12 自立訓練の見込量**

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練 (機能訓練)	13 人日	18 人日	18 人日	18 人日
	1 人	1 人	1 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	109 人日	122 人日	122 人日	122 人日
	5 人	6 人	6 人	6 人

※「人日」は1月当たりの延べ利用日数であり、「人」は1月当たりの実利用者数です。

**ウ 就労移行支援**

就労移行支援とは、就労を希望する方に、一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。65 歳未満の方で、適正にあった職場への就労が見込まれる方が対象となります。

**(国の見込量の考え方)**

現に利用している方の数、障害者のニーズ、福祉施設利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業生等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、退院可能精神障害者のうち就労移行支援事業の利用が見込まれる方の数、平均的なサービス利用期間などを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることとします。

**(本市の見込量の考え方)**

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

**図表 4-13 就労移行支援の見込量**

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	128 人日	105 人日	105 人日	105 人日
	6 人	6 人	6 人	6 人

※「人日」は1月当たりの延べ利用日数であり、「人」は1月当たりの実利用者数です。

## エ 就労継続支援（A型、B型）

就労継続支援はA型とB型の分類があり、A型（雇成型）とは、実際に通常の事業所などで働きたい方のために、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。雇用契約に基づいて就労が可能な方が対象となります。

B型は、通常の事業所に雇用されることが困難な方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。一定年齢に達している方や雇用に結びつかなかった方で、生産活動に係る知識や能力の維持・向上が期待される方が対象となります。

### （国の見込量の考え方）

A型は、現に利用している方の数、障害者のニーズなどを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることとします。設定に当たっては、平成32年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望まれます。

B型は、現に利用している方の数、障害者のニーズなどを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることについては、区域内のB型事業所における工賃の平均額（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。）について、区域ごとの目標水準を設定することが望まれます。

### （本市の見込量の考え方）

平成30～32年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

図表 4-14 就労継続支援の見込量

	平成28年度 (実績)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（A型）	623人日	653人日	653人日	653人日
	34人	34人	34人	34人
就労継続支援（B型）	2,138人日	2,162人日	2,162人日	2,162人日
	123人	121人	121人	121人

※「人日」は1月当たりの延べ利用日数であり、「人」は1月当たりの実利用者数です。

## オ 就労定着支援

就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援をしていきます。具体的には、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間に行うサービスで、新たに創設されたサービスです。

### （国の見込量の考え方）

障害者等のニーズ、福祉施設利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定することとします。

(本市の見込量の考え方)

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

図表 4-15 就労定着支援の見込量

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	-人	2 人	2 人	2 人

カ 療養介護

療養介護とは、医療と常に介護を必要とする方に、主に昼間に、病院等の医療施設などにおいて行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話などを総合的に行うサービスです。筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分 6の方が対象となります。さらに、筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害支援区分 5以上の方が対象となります。

(国の見込量の考え方)

現に利用している方の数、障害者のニーズなどを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることとします。

(本市の見込量の考え方)

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

図表 4-16 療養介護サービスの見込量

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	8 人	8 人	8 人	8 人

※「人」は 1 月当たりの実利用者数です。

キ 短期入所（ショートステイ）

短期入所とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。福祉型（障害者支援施設等において実施）では障害程度区分が区分 1 以上である障害者、障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児が対象となります。また、医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）では、遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の疾患を有する者等が対象となります。

(国の見込量の考え方)

現に利用している方の数、障害者などのニーズ、平均的な一人当たり利用量などを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることとします。

(本市の見込量の考え方)

短期入所は、介護者の病気その他の状況などにより利用される緊急性の高いサービスです。地

域移行を推進する上でも、重要なサービスと考えられます。

しかしながら、様々な理由によりロングステイの利用者がいることから、そういった利用者については段階的に入所などのサービスへ移行できるよう各事業所とさらなる連携を図ります。

短期入所（福祉型）の平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

図表 4-17 短期入所の見込量

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所（福祉型）	188 人日	217 人日	217 人日	217 人日
	15 人	17 人	17 人	17 人
短期入所（医療型）	0 人日	30 人日	30 人日	30 人日
	0 人	1 人	1 人	1 人

※「人日」は 1 月当たりの延べ利用日数であり、「人」は 1 月当たりの実利用者数です。

#### 【サービス見込量の確保策】

日中活動系サービスは、障害者が社会に参加するための大変重要なサービスです。

サービス利用においては、障害者のニーズと能力などを踏まえ実施されていきますが、何より今後においては地元企業などとの理解と協力がなければ、円滑なサービス確保をはじめ社会参加促進も図れません。

こうしたことから、関係機関等との連携を図ることで、日中活動系サービスを通じて社会参加が促進できるよう体制を整備します。

### ③ 居住系サービスの見込量

居住系サービスは、地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」や施設に入所する障害者に対してそれらを行う「施設入所支援」が実施されています。

#### 【サービスの内容・対象】

##### ア 自立生活援助

自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方等を対象に、定期的に居宅を訪問（利用者からの要請にも対応）し、支援を行います。平成 30 年度からスタートする事業です。

##### イ 共同生活援助

共同生活援助は、主に夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談や日常生活上の援助などを行うサービスで、障害支援区分に関係なく利用できます。

##### ウ 施設入所支援

施設入所支援とは、主に夜間において、施設に入所する方に入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。障害支援区分 4（50 歳以上は区分 3）以上の方が対象となります。

### (国の見込量の考え方)

共同生活援助（グループホーム）は、福祉施設からグループホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している方の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち共同生活援助の利用が見込まれる方の数などを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることとします。

施設入所支援は、平成28年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、真に必要と判断される数を加え、利用者数および量の見込みを定めることとします。

なお、当該見込数は、平成32年度末までにおいて、平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望まれます。

### (本市の見込量の考え方)

自立生活援助は、新たに創設された事業で、内容等詳細が判明し次第検討します。

共同生活援助、施設入所支援は、平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

図表4-18 居住系サービスの見込量

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助		-人	-人	-人
共同生活援助	64 人	64 人	64 人	64 人
施設入所支援	127 人	128 人	128 人	128 人

※「人」は1月当たりの実利用者数です。

### 【サービス見込量の確保策】

平成 32 年度までのサービス量の見込み等を踏まえ、施設入所者をはじめ精神障害による長期の社会的入院者について、受入条件が整えば地域生活に移行できるよう、計画相談支援等を有効に活用しながら、障害者などのニーズに応じたサービス利用の促進に努めます。

### ④ 相談支援の見込量

相談支援は、障害福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着を支援するサービスで、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」が実施されています。

### 【サービスの内容・対象】

#### ア 計画相談支援

計画相談支援とは、サービス利用支援および継続サービス利用支援を行い、障害福祉サービスなどの利用開始や継続に際して、障害者などの心身の状況、置かれている環境などを考慮し、サービスの利用計画を作成するサービスです。

#### イ 地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

## ウ 地域定着支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

### (国の見込量の考え方)

障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者数などを勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数および量の見込みを定めることとします。

地域移行支援は、施設入所者や退院可能精神障害者の人数や地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることとします。

設定に当たっては、入所または入院前の居住地を有する市町村が、対象者数および量を見込むこととします。

地域定着支援は、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることとします。

### (本市の見込量の考え方)

施設入所者や精神科病院への社会的入院者についての地域生活への移行は、障害の程度をはじめ介護者の有無、何より様々な事情により入所・入院となっていることを十分に理解した上で、きめ細やかな支援が必要であります。平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

図表 4-19 相談支援の見込量

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	60 人	60 人	60 人	60 人
地域移行支援	1 人	1 人	3 人	5 人
地域定着支援	1 人	1 人	2 人	3 人

※「人」は1月当たりの実利用者数です。

### 【サービスの見込量の確保策】

地域相談支援は、本人ニーズの把握、心身の状況、家族状況、生活状況等を十分に勘案し、その上でそれぞれの事業所などの役割に応じた支援を具体的に決定するというきめの細かい支援が必要であります。

また、当該支援により作成されたサービス等利用計画は、その援助方針を踏まえ各サービスが提供されることから、他の利用者とのサービス格差がないよう中立的で公正な立場で計画を作成する必要があります。

### (3) 地域生活支援事業の見込量

#### 【必須事業】

##### (国の見込量の考え方)

地域の実情に応じて、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込みを定めることとします

#### ① 相談支援事業

##### 【サービスの内容・対象】

障害者等相談支援事業とは、地域の障害者などを取り巻く福祉環境の問題に対し、障害者などや障害児の保護者または障害者などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言などを行い、さらに、サービス提供事業者などとの連絡調整などを総合的に行うサービスです。

また、障害者などの地域生活を支援するためには、個々の機関のみで支援するのではなく、情報を共有し保健、医療、福祉、教育、就労などのあらゆる地域資源を総結集し、協働して多様な支援を一体的に実施するため「南九州市地域自立支援協議会」が設置されております。

##### (本市の見込量の考え方)

相談支援事業は、これまでの相談支援事業所に引き続き業務を委託するものとします。

図表 4-20 相談支援事業

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者等相談支援事業の実施	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所
基幹相談センターの設置	0カ所	0カ所	1カ所	1カ所
地域自立支援協議会の開催見込	有	有	有	有

##### 【サービス見込量の確保策】

相談支援事業を実施するため、本市では社会福祉法人等に委託して実施します。また、基幹相談支援センターについては、今後、設置等について検討を進めていきます。

#### ② 意思疎通支援

##### 【サービスの内容・対象】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

事業内容は、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援します。

(本市の見込量の考え方)

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

図表 4-21 意思疎通支援事業

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施事業所数	2 カ所	2 カ所	2 カ所	2 カ所
実利用人数	3 人	3 人	4 人	5 人

【サービス見込量の確保策】

意思疎通支援事業を実施するため、本市では社会福祉法人等に委託して実施します。

③ 日常生活用具給付等事業

【サービスの内容・対象】

日常生活用具給付等事業とは、重度障害者の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与を行うサービスです。具体的には、①介護訓練支援用具。②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具。④情報・意思疎通支援用具。⑤排泄管理支援用具。⑥住宅改修費の助成。で重度の身体障害者（児）などが対象となります。

(本市の見込量の考え方)

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

【サービスの見込量】

図表 4-22 日常生活用具給付等事業

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具給付等事業（計）	1,060 件	1,018 件	1,018 件	1,018 件
介護訓練支援用具	4 件	3 件	3 件	3 件
自立生活支援用具	6 件	4 件	4 件	4 件
在宅療養等支援用具	2 件	3 件	3 件	3 件
情報・意思疎通支援用具	6 件	5 件	5 件	5 件
排泄管理支援用具	1,040 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件
住宅改修費	2 件	3 件	3 件	3 件

※「件」は延べ件数です。

【サービス見込量の確保策】

在宅障害者などの身近な福祉サービスであることから、ホームページをはじめあらゆる関係機関においても案内できるよう周知しサービスの情報提供を促進します。

④ 移動支援事業

【サービスの内容・対象】

移動支援事業とは、1人で外出することが困難な障害者などのために、日常生活における必要不

可欠な外出や余暇活動などの社会参加のために必要な外出移動の介護を行うサービスです。具体的には、①個別移動支援 ②グループ移動支援 ③車両移動支援があります。障害者などで、外出時に移動の支援が必要と認められた方が対象となります。

**(本市の見込量の考え方)**

本市では、実績はありませんが、今後の事業内容の周知等を考慮し、見込み量を設定しました。

**【サービスの見込量】**

図表 4-23 移動支援事業

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施事業所数	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所
実利用人数	0人	1人	1人	1人
利用時間	0時間	10時間	10時間	10時間

※「人」はその年度に利用した実利用者数、「利用時間」は延べ利用時間です。

**【サービス見込量の確保策】**

障害者などのニーズに応じたきめ細やかな支援を検討します。

**⑤ 地域活動支援センター事業**

**【サービスの内容・対象】**

地域活動支援センター事業とは、障害者などが通い、地域の実情に応じて創作的活動または生産活動の機会の提供を受けるとともに、社会との交流の促進などを図ることなど多様な活動を行う場を提供するものです。

**(本市の見込量の考え方)**

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

**【サービスの見込量】**

図表 4-24 地域活動支援センター事業

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施事業所数	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所
利用人数	4,297人	4,000人	4,000人	4,000人

※「利用人数」は、延べ利用人数です。

**【サービス見込量の確保策】**

地域活動支援センター事業の見込量を達成するため、社会福祉法人等に委託して実施します。また、障害者の地域生活支援の促進を図るため、障害に対する理解促進のための普及・啓発や障害者支援のためのボランティア育成など、地域活動支援センターの機能を充実強化します。

## ⑥ 成年後見制度利用支援事業

### 【サービスの内容・対象】

成年後見制度利用支援事業とは、障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業です。

### （本市の見込量の考え方）

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

### 【サービスの見込量】

図表 4-25 成年後見制度利用支援事業

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利 用 人 数	1 人	1 人	1 人	1 人

※「利用人数」は、延べ利用人数です。

### 【サービス見込量の確保策】

障害者などのニーズに応じたきめ細やかな支援を検討します。

## ⑦ 手話奉仕員養成研修事業

### 【サービスの内容・対象】

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修することを目的とする事業です。

### （本市の見込量の考え方）

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

図表 4-26 手話奉仕員養成研修事業

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施事業所数	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所
実利用人数	41 人	30 人	30 人	30 人

### 【サービス見込量の確保策】

手話奉仕員の育成については、これまで社会福祉協議会等に委託して研修を実施し、手話奉仕員が育成されていることから、今後は修了者についてボランティア登録を行い、派遣体制も検討していきます。

## 【任意事業】

### ①日常生活支援

#### ア 日中一時支援事業

##### 【サービスの内容・対象】

日中一時支援事業は、障害者などの家族の就労支援および介護している家族の一時的な休息を図るサービスです。具体的には、次の事業を行います。

○日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室などにおいて、障害者などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを行います。

○市町村の判断により、送迎サービスその他適切な支援を行います。

日中において、監護するものがないため、市町村により、一時的に見守りなどの支援が必要と認められた方が対象となります。

##### （本市の見込量の考え方）

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

##### 【サービスの見込量】

図表 4-27 日中一時支援事業

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施事業所数	18 力所	18 力所	18 力所	18 力所
実利用人数	27 人	28 人	28 人	28 人

※「人」は、その年度に利用した実利用者数です。

#### イ 訪問入浴サービス事業

##### 【サービスの内容・対象】

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。具体的には、次の事業を行います。

○看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護などを行います。

##### （本市の見込量の考え方）

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

##### 【サービスの見込量】

図表 4-28 訪問入浴サービス事業

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施事業所数	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所
実利用人数	1 人	1 人	1 人	1 人

※「人」は、その年度に利用した実利用者数です。

## ②社会参加支援

### ア 自動車運転免許取得・改造助成事業

#### 【サービスの内容・対象】

障害のある人の社会参加を促進するために、自動車運転免許取得・自動車改造に要する費用の一部を助成する事業です。

#### （本市の見込量の考え方）

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

#### 【サービスの見込量】

図表 4-29 自動車運転免許取得・改造助成事業

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実 利 用 人 数	1 人	1 人	1 人	1 人

※「人」は、その年度に利用した実利用者数です。

### イ 更生訓練費給付事業

#### 【サービスの内容・対象】

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

#### （本市の見込量の考え方）

平成 30～32 年度は、過去の実績等をもとに見込量を設定しました。

#### 【サービスの見込量】

図表 4-30 更生訓練費給付事業

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実 利 用 人 数	13 人	13 人	13 人	13 人

※「人」は、その年度に利用した実利用者数です。

# 【第 1 期障害児福祉計画】

## 1 計画策定の背景及び基本的考え方

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（「障害者総合支援法等一部改正法」）を平成 30 年度から施行することとし、本市でも第 5 期障害福祉計画と合わせ、第 1 期障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定）を作成することになりました。

第 1 期においては、以下に掲げる基本指針の見直しに基づき計画策定を行っていきます。基本指針見直しのポイントは、①地域における生活の維持及び継続の推進、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③就労定着に向けた支援、④障害児のサービス提供体制の計画的な構築、⑤「地域共生社会」の実現に向けた取組、⑥発達障害者支援の一層の充実、となっています。

また、障害児支援のサービス提供体制の確保に関する基本的な考え方は、①地域支援体制の構築、②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援、③地域社会への参加・包容の推進、④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備、⑤障害児相談支援の提供体制の確保としています。

図表 4-31 平成 30 年度に向けた障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

区分	主な内容
児童福祉法(抜粋)	<p>第 33 条</p> <p>2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</li> <li>二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>三 次条第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画及び第 33 条の 22 第 1 項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項</li> <li>四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項</li> </ul> <p>3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 87 条第 1 項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。</p> <p>第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量</li> </ul> <p>3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保 ための方策</li> </ul>

	<p>二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項（4～5 略）</p> <p>6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。（7～12 略）</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 平成32年度までの数値目標の設定

### （国の見込量の考え方）

国では障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・工場を図るための環境整備を行う、としています。そして、障害児支援の提供体制の整備等に関し、成果目標（案）として下記の視点を示しています。

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。  
また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ② 重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。現に利用している方の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護の利用が見込まれる方の数、平均的な一人当たり利用量などを勘案して、利用者数および量の見込みを定めることとする。
- ③ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- ④ 放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標・放課後等デイサービスの質の向上を図るため、平成27年4月に策定した放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標について検討する。

図表 4-32 児童発達支援センター等の目標

項目	目標
児童発達支援センターの設置	設置済
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議会の設置

## (1) 障害児通所支援

### 【サービスの内容・対象】

#### ア 児童発達支援・医療型児童発達支援

児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所などの施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応した事業です。

対象は、身体に障害のある児童，知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害児を含む）であり，手帳の有無は問わず，児童相談所，市町村保健センター，医師などにより療育の必要性が認められた児童も対象となります。医療型については，上肢，下肢または体幹機能に障害のある児童を対象とします。

#### イ 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して，放課後や夏休み等の長期休暇中において，生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより，学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに，放課後等の居場所づくりを推進する事業です。

#### ウ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児，又は今後利用する予定の障害児が，保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に，訪問支援を実施することにより，保育所等の安定した利用を促進する事業です。

#### エ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって，障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害児に発達支援ができるよう，障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス（新たに創設）。

### (本市の見込量の考え方)

本市では，児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援は，これまでの利用状況の実績から見込量を設定しました。居宅訪問型児童発達支援についても対応していく方針です。

【サービスの見込量】

図表 4-33 障害児通所支援

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	421 人日 61 人	453 人日 74 人	453 人日 74 人	453 人日 74 人
医療型児童発達支援	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
放課後等デイサービス	680 人日 65 人	629 人日 68 人	629 人日 68 人	629 人日 68 人
保育所等訪問支援	1 人日 1 人	1 人日 1 人	1 人日 1 人	1 人日 1 人
居宅訪問型児童発達支援	-人日 -人	20 人日 1 人	20 人日 1 人	20 人日 1 人

※「人日」は1月当たりの延べ利用日数,「人」は1月当たりの実利用者数です。

(2) 障害児相談支援

【サービスの内容・対象】

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います

対象は、障害児通所支援を利用するすべての障害児となります。

また、医療的ケア児についても身近な地域で必要な支援が受けられるように障害児支援等の充実を図ります。そのため、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置が求められています。

(本市の見込量の考え方)

本市では、障害児相談支援は、現在の支給決定者をもとに見込量を設定しました。医療的ケア児支援体制を構築するための関係機関の協議の場を設けるとともに、平成 30 年度末までにコーディネーターを配置することを検討します。

図表 4-34 障害児相談支援

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	18 人	20 人	20 人	20 人

※「人」は1月当たりの実利用者数です。

図表 4-35 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
コーディネーターの 配置人数	-人	1 人	1 人	1 人

図表 4-36 目標数値（総括表）

サービス・事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
○訪問系サービス			
居宅介護等 計	405 時間	405 時間	405 時間
	37 人	37 人	37 人
○日中活動系サービス			
生活介護	3,697 日分	3,697 日分	3,697 日分
	178 人	178 人	178 人
自立訓練（機能訓練）	18 人日分	18 人日分	18 人日分
	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	122 日分	122 日分	122 日分
	6 人	6 人	6 人
就労移行支援	105 人日分	105 人日分	105 人日分
	6 人	6 人	6 人
就労継続支援（A型）	653 人日分	653 人日分	653 人日分
	34 人	34 人	34 人
就労継続支援（B型）	2,162 人日分	2,162 人日分	2,162 人日分
	121 人	121 人	121 人
就労定着支援	2 人	2 人	2 人
療育介護	8 人	8 人	8 人
短期入所（福祉型）	217 人日分	217 人日分	217 人日分
	17 人	17 人	17 人
短期入所（医療型）	30 人日分	30 人日分	30 人日分
	1 人	1 人	1 人
○居住系サービス			
自立生活援助	-人	-人	-人
共同生活援助	64 人	64 人	64 人
施設入所支援	128 人	128 人	128 人
○相談支援			
計画相談支援	60 人	60 人	60 人
地域移行支援	1 人	3 人	5 人
地域定着支援	1 人	2 人	3 人

※訪問系サービスの「時間」は、1月当たりの延べ利用時間数で、「人」は1月当たりの実利用人数です。

※日中活動系サービスの「人日」は、1月当たりの延べ利用日数で、「人」は1月当たりの実利用人数です。

※居住系サービスの「人」は1月当たりの実利用者数です。

図表 4-37 地域生活支援事業

サービス・事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
○相談支援事業			
障害者等相談支援事業	7 力所	7 力所	7 力所
基幹相談支援センター	0 力所	1 力所	1 力所
地域自立支援協議会の開催	有	有	有
○意思疎通支援事業			
実施事業所数	2 力所	2 力所	2 力所
実利用人数	3 人	4 人	5 人
○日常生活用具給付等事業			
事業計	1,018 件	1,018 件	1,018 件
介護訓練支援用具	3 件	3 件	3 件
自立生活支援用具	4 件	4 件	4 件
在宅療養等支援用具	3 件	3 件	3 件
情報・意思疎通支援用具	5 件	5 件	5 件
排泄管理支援用具	1,000 件	1,000 件	1,000 件
住宅改修費	3 件	3 件	3 件
○移動支援事業			
実施事業所数	5 力所	5 力所	5 力所
実利用人数	1 人	1 人	1 人
利用時間	10 時間	10 時間	10 時間
○地域活動支援センター事業			
実施事業所数	6 力所	6 力所	6 力所
利用人数	4,000 人	4,000 人	4,000 人
○成年後見制度利用支援事業			
利用人数	1 人	1 人	1 人
○手話奉仕員養成研修事業			
実施事業所数	1 力所	1 力所	1 力所
実利用人数	30 人	30 人	30 人
○日中一時支援事業			
実施事業所数	18 力所	18 力所	18 力所
実利用人数	28 人	28 人	28 人
○訪問入浴サービス事業			
実施事業所数	1 力所	1 力所	1 力所
実利用人数	1 人	1 人	1 人
○自動車運転免許取得・改造助成事業			
実利用人数	1 人	1 人	1 人
○更生訓練費給付事業			
実利用人数	13 人	13 人	13 人

図表 4-38 目標数値（総括表）

サービス・事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
○障害児通所支援，障害児相談支援			
児童発達支援	453 人日	453 人日	453 人日
	74 人	74 人	74 人
医療型児童発達支援	0 人日	0 人日	0 人日
	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	629 人日分	629 人日分	629 人日分
	68 人	68 人	68 人
保育所等訪問支援	1 人日	1 人日	1 人日
	1 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援	20 人日	20 人日	20 人日
	1 人	1 人	1 人
障害児相談支援	20 人	20 人	20 人
医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	1 人	1 人	1 人

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

障害者やその家族に対する各種サービスの充実を目指し、市内の保健・福祉・医療・教育・労働・まちづくりなど、関係する課及び関係機関との連携をより一層強化するとともに、行政の枠にとらわれず関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

### 2 進行管理及び点検・評価

本計画を着実に推進していくため、関係各課及び関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗状況を把握するほか、南九州市地域自立支援協議会に報告し、評価・点検していきます。また、事務局となる福祉課が検証結果の調整・とりまとめを行い、計画全体の進捗状況について把握していきます。

なお、計画期間中においても、障害者のニーズの多様化、社会経済状況の変化など本市や障害者を取り巻く状況の変化により、計画の見直しが必要とされる場合は、国や県の動向を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うものとします。

図表 5-1 PDCAサイクルのイメージ図



## 【資料編】

## ■ 南九州市障害福祉計画等策定委員会 設置要綱

平成20年 8月26日

告示第111号

改正 平成25年 6月11日告示第97号

平成26年11月19日告示第174号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画を策定するため、南九州市障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 南九州市障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 南九州市障害者計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体を代表する者
- (2) 保健・医療関係機関を代表する者
- (3) 教育関係機関を代表する者
- (4) 雇用関係機関を代表する者
- (5) 障害者福祉施設を代表する者
- (6) 鹿児島県南薩地域振興局保健福祉環境部を代表する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年の3月31日までとする。

2 委員の再任は妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成25年6月11日告示第97号）抄  
（施行期日等）

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 この告示による改正後の第10条の規定による南九州市児童デイサービス利用者負担額助成実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用し、第1条の規定による南九州市地域自立支援協議会設置要綱の規定、第2条の規定による南九州市地域活動支援センター機能強化事業（Ⅱ型）実施要綱の規定、第3条の規定による南九州市障害者相談支援事業及び南九州市地域活動支援センター事業実施要綱の規定、第4条の規定による南九州市日中一時支援事業実施要綱の規定、第5条の規定による南九州市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定、第6条の規定による南九州市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱の規定、第7条の規定による南九州市更生訓練費支給事業実施要綱の規定、第9条の規定による南九州市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の規定、第11条の規定による南九州市福祉ホーム運営事業費補助金交付要綱の規定、第12条の規定による南九州市障害福祉計画等策定委員会設置要綱の規定、第13条の規定による南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年11月19日告示第174号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

## ■ 南九州市障害福祉計画等策定委員会 委員名簿

(任期：平成29年7月1日～平成31年3月31日)

No.	分野	委嘱団体等	職名等	氏名
1	福祉 関係 団体	南九州市身体障害者協会	会長	蔵元 哲郎
2		南九州市手をつなぐ育成会	会長	若松 美代子
3		南薩地区精神保健推進の会 南風会	監事	青木 良子
4		南九州市民生委員・児童委員協議会連合会	会長	藺田 眞弘
5		南九州市社会福祉協議会 (相談支援事業所)	会長	田之脇 厚
6	保健 ・ 医療	菊野病院	院長	菊野 竜一郎
7		南九州市役所 健康増進課健康推進係	係長	塗木 智子
8	教育	県立南薩養護学校	教諭	中藪 稔
9		南九州市教育委員会 学校教育課学校教育係	主幹兼指導主事	原田 健太郎
10	雇用	加世田公共職業安定所	統括職業指導官	加藤 義人
11		なんさつ障害者就業・生活支援センター	主任就業支援員	伊藤 武志
12	障害 者 施設	社会福祉法人 あすなろ福祉会	常務理事	山本 茂樹
13		社会福祉法人 敬和会 障害者就労支援センターみらい	施設長	松久保 郁雄
14		社会福祉法人 更生会 障害者支援センターすてっぷ	施設長	中村 多聞
15		社会福祉法人 こだま会 地域活動支援センター にじの途	施設長	占部 陽司
16	行政	鹿児島県南薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	課長	岩元 真市

**南九州市障害者計画 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画**

平成30年3月

【編集・発行】 南九州市（福祉課）

〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山 3234 番地 TEL : 0993-56-1111



みな、みりよく!

南九州市